#### 大気汚染に係る環境基準等(令和6年12月末現在) 資料 49

#### ア 環境基準

<b>承先至</b> 年							
物	質		環境基準(設定年月日等)	測定方法			
二 酸 化	室		1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学 発光法			
浮遊粒子	· 状物	質	1 時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。(S48.5.8告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定 された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱 法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法			
光化学オキ	シダン	7	1 時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量 法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法			
二酸化	いお	う	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法			
一酸化	炭	素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法			
微小粒子	光 物	質	1 年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。(H21.9.9告示)	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法			
ベン	ゼ	ベ	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。(H9.2.4告示)				
トリクロロ	エチレ	ン	1年平均値が0.13mg/m³以下であること。(H30.11.19告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロ マトグラフ質量分析計により測定する方法、又は、これと同			
テトラクロロ	ロエチレ	ン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。(H9.2.4告示)	等以上の性能を有すると認められる方法			
ジクロロ	メタ	ン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。(H13.4.20告示)				

### 備考

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\,\mu\,\mathrm{m}$ 以下のものをいう。
- 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の
- 大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 6. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨 として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

#### イ 環境基準評価方法

#### 二酸化窒素

評	価	方	法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評	価	対	象	年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。
通			知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

## 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

_		441-4 4114 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
評	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
価 方 法		年間における1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。但し、前記の評価方法 に関わらず、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする。
評	価 対 象	年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。また、1日平均値の評価にあっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
通	知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

### 光化学オキシダント

_/_	1014			· ·
評	価	方	法	5時から20時の昼間時間帯のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。
評	価	対	象	5時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通	5	EII	等	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知、環境大気常時監視マニュアル

### 微小粒子状物質

評価	長期基準	$1$ 年平均値が $15 \mu g/m^3$ 以下であること。	
方法	短期基準	1年分の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35 $\mu$ g/m³以下であること。	長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方 を満足した場合に達成と評価する。
評	価 対 象	年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。	
通	知	平成21年環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知	

#### ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
)	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1		①京都市地域(京都市)
注 蒠 報	時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		②乙訓地域
	て、「こりが反反が、性がしょるとはいうりょしるとき。		(向日市、長岡京市、大山崎町)
		それぞれの注意報等の発令地点にお	③宇治地域
警報	時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみ	けるオキシダント濃度が継続するお それがないと認められるようになっ	(宇治市、城陽市、久御山町)
	て、その濃度が継続すると認められるとき。	たとき。	④綴喜地域
	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1		(八幡市、京田辺市、井手町)
緊急警報	時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみ		⑤相楽地域
	て、その濃度が継続すると認められるとき。		(木津川市、精華町)

## 資料50 大気汚染に係る規制措置の状況(令和6年12月末現在)

#### 根拠法令 大気汚染防止法 京都府環境を守り育てる条例 第3条 第33条第1項 (対象) (対象) 法に定める「ばい煙発生施設」(32種類) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置 工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む。)) (規制物質及び基準値(排出口)) 物 基 準 値 (規制物質及び基準値(排出口及び敷地境界線上)) 質 ①硫黄酸化物 K値2.34,11.5,17.5 基準値 敷地境界線 ②ばいじん $0.04 \sim 0.50 (g/Nm^3)$ 物 晳 排出口 有害物質 $(/Nm^3)$ 上 (/Nm³) ③カドミウム及びその化合物 ドミ ウム及 0.002mg 0.2mg 化 物 4) 塩素 30( 合 ⑤塩化水素 80,700(") 塩 3cm<sup>2</sup> 0.03cm ⑥弗素、弗化水素及び 塩 水 素 20cm3 0.2cm 1.0~20(") 弗化珪素 弗素、弗化水素及び 5mg 0.05mg 弗化珪素 ⑦鉛及びその化合物 10~30(") 鉛及びその化合物 0.3mg 0.003mg 8 窒素酸化物 60~2000 (ppm) 酸 化 $100 \,\mathrm{cm}^3$ $1\,\mathrm{cm}^3$ 亜鉛及びその化 20mg 0. 2mg アクリルアルデヒド $0.3 \,\mathrm{cm}^3$ 0.003cm ①地域毎に施設に適用される基準を設定 アクリロニトリル $0.07 \, \text{cm}^3$ 7cm<sup>3</sup> ②⑧施設の種類及び規模によって基準を設定 ンチモン及 0.3mg 0.003mg 化 ③~⑦物質毎に基準が適用される施設の種類が限定 $\mathcal{O}$ 合 物 されている。 ン モ 11 100cm3 $1 \, \mathrm{cm}^3$ 塩 $10 \, \mathrm{cm}^3$ $0.1 \,\mathrm{cm}^3$ ば $300 \,\mathrm{cm}^3$ V 3cm クロム及びその化合物 煙 出 0.2mg 0.002mg ロロホル 基 発 $30 \, \mathrm{cm}^3$ $0.3 \,\mathrm{cm}^3$ 生. 淮 アン化水素及び 害 20mg 0.2mg 施 ン化合 物 ジクロロメ 設 $200 \, \mathrm{cm}^3$ $2 \text{cm}^3$ 質 $0.3 \mathrm{cm}^3$ $0.003 \, \mathrm{cm}^3$ すず及びその化合物 0.07mg 7mg テトラクロロエチレン $200 \text{cm}^3$ $2 \text{cm}^3$ 銅及びその化合物 0.003mg 0.3mg トリクロロエチレ 200cm<sup>3</sup> 2cm 200cm<sup>3</sup> $2 {\rm cm}^3$ ニッケル及びその化合物 0.03mg 3mg 化 $0.3 \,\mathrm{cm}^3$ 30cm<sup>3</sup> 砒素及びその化合物 0.02mg 2mg 工 ル $20 \, \mathrm{cm}^3$ $0.2 \,\mathrm{cm}^3$ $30 \, \mathrm{cm}^3$ $0.3 \,\mathrm{cm}^3$ $0.3 \,\mathrm{cm}^3$ 0.003cm3 ホルムアルデヒ K $2 \text{cm}^3$ $0.02 \, \mathrm{cm}^3$ マンガン及びその化合物 1mg 0.01mg ル $7\,\mathrm{cm}^{\scriptscriptstyle 3}$ $700 \text{cm}^3$ メチルエチルケ $300 cm^{3}$ $3 \text{cm}^3$ 硫 $0.3 \,\mathrm{cm}^3$ 30cm<sup>3</sup> 酸 0.03mg・窒素酸化物については、燃焼により生成するものを除く。 ・大気汚染防止法の一部施設については、法と同じ有害 物質に係る排出口基準は適用しない。 京都府環境を守り育てる条例 第5条の2 第33条第1項 (対象) (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長 特定工場(特定施設のうちばい煙に係る施設を設置す 岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)に所 る工場で、当該工場に設置されているすべてのばい煙に 係る施設を定格能力で運転する場合において使用される 在する工場又は事業場であって、設置されているすべて 量 燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h以上 規 の硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転す のもの) 制 る場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量 (規制物質及び基準値) 其 に換算したものの合計量が0.3kL/h以上のもの 物 質 基 準 値 進 (規制物質及び基準値) 京都府で定める算式によ 物 質 準 硫黄酸化物 り算出した値(法の対象 京都府で定める算式により算出 地域を除く) 硫黄酸化物 した値 ばいじん 同上 (府内全域対象)

根拠	法令		大気	汚染防止法		府条例
ばい煙発生施設	# 新田 東 本 教	岡京市、 在する工場 の硫黄酸化 る場合にお	、幡市、京田辺 易又は事業場で と物に係るばい おいて使用され	市、大山崎町、 あって、設置さ 煙発生施設を定	## (本語 ) (和語 ) (	京都府環境を守り育てる条例 第49条第1項 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h未満のもの(基準値) 燃料の硫黄含有率が1.5質量%以下
			換算したもの の合計量が 0.1kL/h未満	その他	1.2%以下	
揮発性有機化合物排出施設	排出基準	(規制物質及 揮発性有材 れ、又はチ 化合物(注		中に排出さ 中に排出さ 体である有機 及びオキシダ	基準値 400~ 60,000(cm³/m³)	
一般粉じん発生施設	規制基準	(規制対象が 施 コークスが 鉱物又は二	を設及び基準) 設 戸 上石の堆積場 レベア及びバ	ん発生施設」 5 基 各施設毎に構造 管理について基	準 量並びに使用及び	京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施 設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん 発生施設を除く。) (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 物質 基準値 (mg/Nm³) カドミウム及びその化合物の粉じん 0.002 クロム及びその化合物の粉じん 0.002 銅及びその化合物の粉じん 0.003 鉛及びその化合物の粉じん 0.003 その他の粉じん 0.5
特	規制基準		める「特定粉じ 及び基準値(敷 基準値 10本/L	ん発生施設」 9 地境界))	種類	京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施 設設置工場等」 (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 法と同じ
2定粉じん発生施設	作業基準	(作業内容が 特定建築村 綿を含有等 いる建築生 特定建築材		綿その他の石 が使用されて 作業 ている建築物	種類 基 準 石綿飛散防止対 策について各作 業毎に作業基準 設定	京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例第3条(対象)条例施行規則第1条に定める「石綿排出等作業」2種類(作業内容及び基準)  作業内容  「作業内容 基準 で
指定物質排出施設	抑制基準	(規制物質及 物 ベンゼン トリクロロ	及び基準値)	出施設」11種類 基 当 50~1,50 150~50 150~50	售 値 00 (mg/Nm³) 0 ( 〃 )	

根拠	法令	大気汚	染防止法	府条例
水銀排出施設	排出基準	第18条の27 (対象) 法に定める「水銀排出施設」 (基準値(排出口))  水銀排出施設  石炭専燃ポイラー 大型石炭混焼ポイラー 小型石炭混燃ポイラー 一次施設  知又は工業金 鉛又は亜鉛 一次施設 「工業金 廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水 汚泥焼却炉)  水銀含有汚泥等の焼却炉等 セメントの製造の用に供する焼成炉	排出基準 新規施設 既存施設 (注) 8~400 µg/Nm <sup>3</sup> 施設の規模・要件により基準 を設定。	京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設 設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含 む。)) (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 物質 敷地境界線上 (mg/Nm³) 水銀及びその 化合物 0.002

## 資料51 長期的評価による環境基準達成状況等の経年変化

	項 目		表示方法	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
酸酸	一 般 環	境	ゾーンを上     ゾーン内の     ゾーンを下       回る局数     局数     回る局数       有効測定局数	0 0 23	0 0 24	0 0 24	0 0 24	0 0 24
化	大 気 測 定		「ゾーン内の地域」における1日平均値の 間98%値の上位3局の平均値(ppm)	年 0.028	0. 029	0. 029	0. 025	0. 024
窒素	自 動 排出ガス測定	車局	ゾーンを上     ゾーン内の     ゾーンを下       回る局数     局数     回る局数       有効測定局数		0 0 7	0 0 7	0 0 7	0 0 7
215 YE	粒子状物	Alm EE	環境基準達成局数/有効測定局数	28/28	30/30	30/30	30/30	30/30
子 班	和于认物	艮	同 上 (%)	100	100	100	100	100
	酸 化 硫	黄	環境基準達成局数/有効測定局数	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
- '	致 16 15%		同 上 (%)	100	100	100	100	100
	酸 化 炭	素	環境基準達成局数/有効測定局数	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
l '	致 16 次	术	同 上 (%)	100	100	100	100	100
<b>独一小</b>	粒子状物	胚	環境基準達成局数/有効測定局数	28/28	28/28	28/28	29/29	29/29
収小	粒丁状物	부	同 上 (%)	100	100	100	100	100
北ル	学オキシダン	Ĺ	環境基準達成局数/測定局数	0/24	0/25	0/25	0/25	0/25
元 16:	チォヤンダン	٢	同 上 (%)	0	0	0	0	0

- - 2 ゾーンを上回る局、ゾーン内の局及びゾーンを下回る局とは、日平均値の年間98%値が各々、0.06ppmを超える局、0.04ppm以上0.06ppm以下のゾーン内の局及び0.04ppm未満の局を示します。
  - 3 「ゾーン内の地域」とは、「二酸化窒素に係る環境基準等に基づく地域区分について(昭和54年8月7日付け環境庁大気保全局長通知)」において「1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域」として判定された、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、木津川 市、精華町の地域を示します。(京都市は昭和54年8月7日時点の京都市の区域に限る。)
  - 4 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成している局を達成としています。
  - 5 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としています。

## 資料52 一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物(NO, NO , NO+NO<sub>2</sub>)測定結果(令和5年度)

<b>天17</b>	~_	•	-	<b>1</b> X	_	<u>=</u> =	144		X 10.	<b>프</b> 기·		<i>-</i>	71 × FI	X 10	183 (i	10, 11	<b>U</b> 2,		1102	/ 1753 .	~_ 11+	1 <b>~</b> \	. 13 11		T 1,5C	,
					Ī	-ñ	食化窒素	(NO)		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )								窒素酸化物(NO+NO2)								
市	町測		定		局	年 平均 値	1 時間値 の最高値		測定	測定時間	年 平均 値	1 時間 値 の 最高値	0.2ppm を 時間数	超えたとその割	0. 1ppm 0. 2ppm 5	間値が 以下の時 その割合	日 平 5 0.06ppm 日数と <sup>2</sup>	匀 値 が を超えた その割合	0.04ppm 0.06ppm	匀値 が 以 上 以下の日 の割合	値 の 年 間	98%値評価 による日平 均 値 が 0.06ppm を 超えた日数	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 98 % 値	年平均値 (NO2 /NO+ NO2)
						(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
	市		役		所	0.001	0.056	0.006	117	6506	0.008	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	0.009	0.092	0.025	86.8
	£				生	0.002	0.062	0.009	361	8660	0.008	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0.010	0.099	0.030	80. 4
	伏				見	0.002	0.078	0.011	362	8668	0.010	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.012	0.112	0.035	82.8
	Щ				科	0.003	0.097	0.013	362	8667	0.009	0.056	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.013	0.127	0.031	73. 6
	左				京	0.001	0.047	0.005	364	8685	0.007	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	0.008	0.079		86. 0
	西				京	0.001	0.048	0.007	363	8670	0.007	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	0.008	0.077	0.026	83. 5
京都市	卜				我	0.003	0.070	0.013	353	8598	0.010	0.045		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.012	0.103		79.3
			北		rin	0.002	0.046	0.007	364	8681	0.007	0. 039		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	0.009	0.080		77. 0
	展		cu.		醐	0.002	0.081	0.009	364	8671	0.008	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	0. 01	0.108		83. 6
	Ħ	LIL.	排		闸	0.009	0. 145	0.028	363	8667	0.014	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.030	0	0.024	0. 187	0.059	60. 7
	日	护	7		8	0.011	0. 110	0.028	358	8558	0.016	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0.026	0.147	0.054	59. 8
	自	排排	L L		朴	0.005	0. 105	0.021	364 363	8686 8673	0.012	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.017	0. 141	0.047	71. 4 79. 8
	自	排	西	Ε,	小古	0.002	0.059	0.007	364	8683	0.007	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	0.009	0.097	0.025	69. 0
向 日 ī	打向	191-	M		爪匹	0.004	0.001	0.001	344	8259	0.003	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0, 021	0	0, 010	0, 084	0.031	75. 4
大山崎町			Ш		飾	0.002	0.043	0.003	358	8594	0.007	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0, 020	0	0. 010	0, 097	0.027	75. 9
久御山町	_		御		Ш	0.003	0,099	0.015	365	8714	0.010	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0, 023	0	0, 013	0, 126	0, 037	76. 2
	打字		PT		治	0.001	0,042	0,007	364	8709	0,008	0, 047	0	0, 0	0	0.0	0	0.0	0	0, 0	0, 019	0	0, 009	0, 066	0,027	84. 0
城陽市	打 城				陽	0.001	0, 043	0,004	362	8693	0.006	0, 042	0	0.0	0	0.0	0	0, 0	0	0.0	0, 016	0	0.007	0.065	0,021	83. 1
	† 田				辺	0.001	0.045	0.006	365	8715	0.008	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.009	0.066	0.024	84. 5
精 華 旺	丁精				華	0.002	0.045	0.005	360	8620	0.007	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0	0.009	0.070	0.020	78.7
木津川市	市木				津	0.001	0.025	0.004	351	8432	0.005	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0	0.006	0.044	0.014	83. (
亀 岡 市	† 亀				岡	0.002	0.033	0.006	363	8687	0.004	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0	0.006	0.048	0.017	68.7
南丹「	† 南				丹	0.000	0.009	0.001	322	7730	0.003	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0	0.003	0.021	0.010	88.8
綾部市	† 綾				部	0.001	0.017	0.002	363	8659	0.003	0.015	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.007	0	0.004	0.025	0.009	80.2
福知山市	†福		知		山	0.001	0.091	0.005	364	8698	0.004	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0	0.005	0.104	0.013	73. €
舞鶴市	市 東		舞		鶴	0.001	0.038	0.003	365	8715	0.004	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0	0.005	0.052	0.012	84. 4
宮 津 市	市宮				津	0.000	0.015	0.001	363	8710	0.002	0.018	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.006	0	0.003	0.031	0.007	89. 2
京丹後市			丹		後	0.000	0.026	0.002	366	8717	0.002	0.015	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.004	0	0.002	0.038	0.005	87. 9
大山崎町		道17		(自排	:)	0.010	0.101	0.025	365	8716	0.014	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	0.024	0.128	0.050	57.8
八幡市	市 国	道 1 5	子 (	自排	)	0.010	0.131	0.031	366	8718	0.013	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.023	0.161	0.056	58. 3

(注) 1 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えた日数です。

資料53 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果(令和5年度)

市		町	測	定	局				0.20mg/m <sup>3</sup> 時間数と	0.20mg/m³を超えた 時間数とその割合		その割合	を超えた の割合 の割合		た日か2日以上連 続したことの有無	評価による日平均 値が0.10mg/m <sup>3</sup> を 超 え た 日 数
						(日)	(時間)	$(mg/m^3)$	(時間)	(%)	(日)	(%)	$(mg/m^3)$	$(mg/m^3)$	(有× 無○)	(日)
			市	役	所	311	8089	0.013	0	0.0	0	0.0	0.071	0.031	0	0
			壬		生	364	8738	0.013	0	0.0	0	0.0	0. 106	0.033	0	0
			伏		見	364	8720	0.013	0	0.0	0	0.0	0.104	0.034	0	0
			山		科	364	8735	0.015	0	0.0	0	0.0	0.093	0.037	0	0
			左		京	364	8722	0.012	0	0.0	0	0.0	0.080	0.027	0	0
			西		京	364	8736	0.015	0	0.0	0	0.0	0.118	0.038	0	0
京	都	市	久		我	364	8721	0.014	0	0.0	0	0.0	0. 113	0.036	0	0
			醍		醐	363	8707	0.013	0	0.0	0	0.0	0.083	0.029	0	0
			自	排	南	364	8736	0.013	0	0.0	0	0.0	0.108	0.032	0	0
			自	排 大	宮	360	8677	0.017	0	0.0	0	0.0	0.116	0.038	0	0
			自	排 山	科	364	8741	0.014	0	0.0	0	0.0	0.102	0.036	0	0
			自	排 上	京	364	8737	0.014	0	0.0	0	0.0	0.109	0.035	0	0
			自	排西ノ	京	363	8710	0.012	0	0.0	0	0.0	0.081	0.030	0	0
向	日	市	向		陽	344	8270	0.012	0	0.0	0	0.0	0.073	0.027	0	0
大	Щ	奇町	大	山	崎	364	8735	0.015	1	0.0	0	0.0	0.246	0.037	0	0
久:	御し	山町	久	御	山	362	8697	0.017	0	0.0	0	0.0	0.162	0.040	0	0
宇	治	市	宇		治	363	8723	0.014	0	0.0	0	0.0	0.088	0.033	0	0
城	陽	市	城		陽	364	8732	0.014	0	0.0	0	0.0	0.086	0.033	0	0
京	田i	四 市	田		辺	364	8734	0.013	0	0.0	0	0.0	0.098	0.032	0	0
精	華	町	精		華	362	8723	0.015	0	0.0	0	0.0	0.080	0.033	0	0
木:	津丿	川市	木		津	357	8521	0.017	0	0.0	0	0.0	0. 132	0.037	0	0
亀	岡	市	亀		岡	364	8723	0.017	0	0.0	0	0.0	0. 122	0.039	0	0
南	丹	市	南		丹	364	8729	0.010	1	0.0	0	0.0	0. 263	0.028	0	0
綾	部	市	綾		部	364	8731	0.010	0	0.0	0	0.0	0.073	0.025	0	0
福:	知し	山市	福	知	山	364	8731	0.011	0	0.0	0	0.0	0.068	0.027	0	0
舞	鶴	市	東	舞	鶴	364	8718	0.017	0	0.0	0	0.0	0.132	0.043	0	0
宮	津	市	宮		津	364	8734	0.014	0	0.0	0	0.0	0.134	0.039	0	0
京	丹衫	乡 市	京	丹	後	364	8723	0.014	0	0.0	0	0.0	0.144	0.038	0	0
大	Щ	奇町	国	道 1 7 1	号	352	8468	0.011	0	0.0	0	0.0	0.092	0.027	0	0
八	幡	市	国	道 1	号	364	8734	0.014	0	0.0	0	0.0	0. 105	0.031	0	0

<sup>「</sup>環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10 \mathrm{mg/m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値 のうち0.10mg/m <sup>3</sup>を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

## 資料54 光化学オキシダント(Ox)測定結果(令和5年度)

市		町	測	定	局	昼間測定日 数	昼間測定時 間 (時間)	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	dent is a		時間数	の目	時間値が0. 数 と 時 その割合 (%)		昼間の1時間値の 最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)
			市	役	所	366	3754	0, 030	36	104	2.8	0	0.0	0	0, 095	0.043
			壬		生	366	5422	0.035	73	307	5. 7	1	0.3	1	0, 122	0, 048
			伏		見	366	5404	0.033	75	313	5.8	0	0.0	0	0, 116	0, 048
			山		科	366	5423	0.032	46	197	3.6	0	0.0	0	0.110	0.045
京	都	市	左		京	366	5421	0.033	59	234	4.3	1	0.3	1	0. 121	0.047
			西		京	366	5428	0.033	69	308	5. 7	1	0.3	1	0.124	0.047
			久		我	366	5361	0.032	71	295	5. 5	0	0.0	0	0. 115	0.048
				北		330	4860	0.033	57	220	4.5	1	0.3	2	0. 121	0.046
			醍		醐	366	5427	0.033	79	349	6.4	0	0.0	0	0. 119	0.049
向	日	市	向		陽	348	5139	0.035	84	394	7.7	1	0.3	2	0. 124	0.050
大	山崎		_	山	崎	366	5434	0.032	75	288	5. 3	0	0.0	0	0. 109	0.047
久	御山	, ,	_	御	山	366	5433	0.034	88	385	7.1	0	0.0	0	0.114	0.050
宇	治	市	_		治	366	5431	0.034	87	373	6.9	1	0.3	1	0. 122	0.050
城	陽		城		陽	366	5431	0.033	76	333	6. 1	0	0.0	0	0. 119	0.049
	田辺		_		辺	366	5429	0.033	82	335	6.2	0	0.0	0	0. 115	0.049
精	華		精		華	366	5432	0.034	81	337	6.2	0	0.0	0	0. 111	0.050
木		市	_		津	366	5427	0.034	86	371	6.8	0	0.0	0	0. 119	0.050
亀	畄		亀		畄	366	5427	0.032	52	211	3. 9	0	0.0	0	0. 115	0.046
南	丹		南		丹	366	5434	0.032	49	206	3.8	0	0.0	0	0. 113	0.046
綾	部		綾		部	366	5434	0.031	35	141	2.6	0	0.0	0	0.092	0.045
	知山	市		知	山	366	5427	0.031	32	151	2.8	0	0.0	0	0.090	0.044
舞	鶴	市	_	舞	鶴	366	5434	0.032	26	124	2.3	0	0.0	0	0.089	0.044
宮	津	市			津	366	5431	0. 035	30	157	2.9	0	0.0	0	0.091	0.046
京	丹後	_	_	丹	後	366	5432	0. 035	32	179	3. 3	0	0.0	0	0. 083	0.045
八	幡	市	玉	道 1	号	366	5422	0.029	64	254	4.7	0	0.0	0	0. 105	0.045

 <sup>(</sup>注) 1 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
 2 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

# 資料55 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) 測定結果 (令和5年度)

市		町	測	定	看	有 効 測 官 日 数	測定時間	年平均値	1時間値だ 超えた時間 割	ぶ0.1ppmを 引数とその 合	日平均値 を超えた  割	が0.04ppm 日数とその 合	1 時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外 値	日 平 均 値 が 0.04ppmを超え た日が2日以 上連続したこ と の 有 無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppmを超えた日数
L					$\perp$	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(目)
			壬	4	E	363	8679	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	0	0
京	都	市	伏	見	₹	363	8671	0. 001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	0	0
尽	41)	111	山	禾	4	364	8684	0. 001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	0	0
			西	方	₹	362	8665	0.000	0	0.0	0	0.0	0. 006	0.001	0	0
向	日	市	向	Ęļ.	易	346	8262	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	0	0
久	御山	町	久	御山	Ц	365	8716	0. 001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	0	0
木	津 川	市	木	渞	ŧ	365	8713	0.000	0	0.0	0	0.0	0. 010	0.001	0	0
亀	岡	市	亀	ũ	ð	366	8712	0.002	0	0.0	0	0.0	0. 056	0.008	0	0
福	知山	市	福	知 山	Ц	366	8720	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	0	0
舞	鶴	市	東	舞	鳥	366	8719	0.001	0	0.0	0	0.0	0. 033	0.003	0	0

<sup>(</sup>注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

## 資料56 一酸化炭素 (CO) 測定結果 (令和5年度)

市		町	測	莡	7	局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	8 時間値 を超え <i>†</i> そ の	重が 20ppm と回 数 と 割 合	日 平 均 値 を 超 え <sup>†</sup> そ の	直が 10ppm と日 数 と 割 合	1 時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除 外 値	日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た日 が 2 日 氏 上連続した こ と の 有 無	環境基準の長期的評価によ 30日平均値だよ 10ppm を超えた 日 数
							(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(目)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(目)
			自	掛	ŧ	南	364	8690	0.3	0	0.0	0	0.0	1. 2	0.5	0	0
京	都	市	自	排	大	宮	353	8483	0.3	0	0.0	0	0.0	2. 7	0. 5	0	0
			自	排	山	科	364	8689	0. 3	0	0.0	0	0.0	1. 0	0.5	0	0
大	山崎	町	国	道 1	7 1	号	366	8736	0.3	0	0.0	0	0.0	0.8	0.5	0	0

<sup>(</sup>注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

# 資料57 非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素測定結果(令和5年度)

						5	非メ	タン	炭化	水素	£				メ		Þ	ン			全	炭(	上 水	素	
市 町	測	定	局	測 定 時 間	年 平 値	6~9 時 は る 年	时侧足	6~9 間 平	時 3 時 均 値	6~9 間 平 0.20ppm	時 3 時 均値 C を 数 E 数	6~9 間 平 0.31ppm えたほ	時 3 時 位 E を E	測定問	年 平均 値	6 〜 り に る ば り 値	6~9 時測定	6 ~ 9 間 平	時 3 時 均 値	測定問	年 平均 値	6~9 時にお ける年	6~9 時測定 日 数	6~9 間 平	時 3 時 均 値
						平均值	H 35A	最高値	最低值	~ ()	割合	その	割合		,										
				(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(目)	(%)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)
	伏		見	8171	0.14	0. 17	356	0.56	0.00	98	27. 5	24	6. 7	8171	2.05	2. 08	356	2. 31	1. 93	8171	2. 20	2. 25	356	2.86	1. 97
京都市	醍		醐	8322	0. 11	0.14	364	0.46	0.01	58	15. 9	12	3. 3	8322	2. 02	2. 05	364	2. 28	1.87	8322	2. 13	2. 19	364	2. 73	1. 92
	自	排	南	8313	0. 15	0. 18	364	0.61	0.02	123	33. 8	35	9.6	8313	2. 02	2. 04	364	2. 29	1.88	8313	2. 17	2. 22	364	2. 91	1. 93
	自	排山	科	8280	0. 12	0. 15	361	0.49	0.01	74	20. 5	21	5.8	8280	2. 01	2. 04	361	2. 29	1.86	8280	2. 13	2. 19	361	2. 77	1.88
向 日 市	向		陽	8254	0.09	0.11	347	0.80	0.01	38	11. 0	10	2.9	8254	2. 02	2. 03	347	2. 21	1.90	8254	2. 10	2.14	347	2. 95	1. 92
久御山町	久	御	山	8728	0. 12	0. 16	366	0. 54	0.01	97	26. 5	32	8.7	8728	2. 01	2. 04	366	2. 29	1.86	8728	2. 14	2. 19	366	2. 70	1. 91
京田辺市	田		辺	8673	0. 10	0.10	363	0. 43	0.01	15	4. 1	3	0.8	8673	2. 00	2. 03	363	2. 23	1.85	8673	2. 10	2. 13	363	2. 61	1.88
木津川市	木		津	8701	0.08	0.08	365	0.28	0.02	2	0. 5	0	0.0	8701	2. 02	2. 04	365	2. 22	1.87	8701	2. 10	2. 12	365	2. 44	1.94

<sup>(</sup>注) 1 51年8月13日付けで中央公害対策審議会より「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、指針値として 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCと示されています。

資料58 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果 (令和5年度)

市 町	測	定	局:	名	有効測定 日 数	年平均値	日 平 5 35 µ g/m³ 日数とこ		1時間値 の最高値	日平均値 の 年 間 98 % 値
					(目)	$(\mu \text{ g/m}^3)$	(日)	(%)	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$
	市	役	j j	折	343	8. 7	0	0.0	52	19. 8
	壬		ź	生	361	10. 9	0	0.0	43	23. 2
	伏			見	360	8. 9	0	0.0	48	20.8
	山		, ;	科	359	8. 9	0	0.0	48	20.0
	西		-	京	361	9.3	0	0.0	42	20. 6
京都市	醍			瑚	361	10. 3	0	0.0	78	22. 1
	自	排	Ī	南	360	9. 4	0	0.0	43	22. 8
	自	排	大 '	宮	358	10. 1	0	0.0	46	22
	自	排	山 ;	科	360	8. 1	0	0.0	41	21. 4
	自	排	上 :	京	355	8. 9	0	0.0	43	22. 0
	自	排 西	ノ	京	360	9.0	0	0.0	44	20. 9
向 日 市	向			婸	344	9. 6	0	0.0	51	21. 5
久 御 山 町	久	御		Щ	362	8.8	0	0.0	93	20.0
宇治市	宇		1	冶	364	8. 5	0	0.0	52	19. 5
城 陽 市	城			婸	362	9. 9	0	0.0	55	22. 3
京田辺市	田		-	辺	364	9. 1	0	0.0	49	20. 6
井 手 町	井			手	364	8. 0	0	0.0	62	19. 0
精 華 町	精		1	華	362	9. 7	0	0.0	43	21. 3
木津川市	木		1	津	357	8. 7	0	0.0	77	19. 4
南山城村	南	山	7	城	364	7.8	0	0.0	44	17. 7
亀 岡 市	亀			刣	364	8. 3	0	0.0	47	18. 7
南丹市	南		;	丹	360	9. 1	0	0.0	191	21. 3
綾 部 市	綾		-	部	364	8. 4	0	0.0	60	19. 7
福知山市	福	知		Щ	364	8. 7	0	0.0	55	20. 5
舞鶴市	東	舞		鰞	364	7. 1	0	0.0	48	18. 0
宮 津 市	宮		1	津	362	8.3	0	0.0	64	21. 3
京丹後市	京	丹		後	364	7. 3	0	0.0	57	18. 5
八幡市	国	道	1	号	362	10. 5	0	0.0	66	23. 6
大山崎町	国	道 1	71	号	364	9.0	0	0.0	62	19. 9

資料59 二酸化窒素測定結果(経年変化)

→ m=				年平均値	(ppm)		
市町	測 定 局	昭和50年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
	市 役 所	0.033	_	0.009	0.009	0.008	0.008
	壬 生	0.022	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008
	伏    見	0.025	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
	山 科	0.027	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
	左京	0.022	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
	西京	0.022	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
京都市	久 我	0.026	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
八 相 山	北	_	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
	醍醐	_	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008
	自 排 南	0.042	0.018	0.016	0.016	0.016	0.014
	自 排 大 宮	0.035	0.020	0.019	0.018	0.016	0.016
	自 排 山 科	0.033	0.017	0.015	0.014	0.013	0.012
	自 排 上 京	0.028	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
	自排西ノ京	0.028	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
向 日 市	向陽	0.019	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
大山崎町	大 山 崎	_	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
宇 治 市	宇治	0.015	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
城陽市	城陽	0.025	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
久御山町	久 御 山	0.019	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
京田辺市	田辺	[0.022]	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
木津川市	木    津	0.029	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
精 華 町	精	_	0.008	0.007	0.007	0.008	0.007
亀 岡 市	亀 岡	_	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
南 丹 市	南    丹	_	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003
福知山市	福 知 山	0.017	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
舞鶴市	東 舞 鶴	_	0.006	0.005	0.006	0.005	0.004
綾 部 市	綾部	_	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
宮 津 市	宮津	_	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
京丹後市	京 丹 後	_	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
大山崎町	国道171号(自排)	_	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014
八幡市	国道1号(自排)	_	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013

<sup>(</sup>注) 1 年間を通じて測定時間が6,000時間に達しない場合の年平均値は、[ ] で示しています。

資料60 浮遊粒子状物質測定結果 (経年変化)

+ m	± 340	<b>≠</b> →	Þ			年平均値	$(mg/m^3)$		
市町	丁 測	定	局	昭和50年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
	市	役	所	0.04	_	0.014	0.012	0.012	0. 013
	壬		生	0.05	0.015	0.017	0.012	0.012	0. 013
	伏		見	_	_	0.015	0.013	0.014	0. 013
	山		科	0.05	0.015	0.015	0. 013	0.014	0. 015
	左		京	0.04	0.012	0.012	0.010	0.011	0.012
	西		京	0.04	0.015	0.015	0. 013	0.014	0. 015
京 都 市	5 久		我	0.05	0.015	0.015	0.013	0.014	0.014
	醍		醐	_	0.012	0.012	0. 011	0.013	0. 013
	自	排	南	0.06	0.017	0.016	0. 015	0.017	0. 013
	自	排 大	宮	0.07	0.018	0.018	0.016	0.017	0. 017
	自	排 山	科	0.05	0.017	0.015	0. 013	0.014	0. 014
	自	排 上	京	_	0.015	0.014	0.013	0.013	0.014
	自	排西ノ	京	0.07	0.014	0.015	0. 011	0.012	0.012
向 日 市	前 向		陽	_	0.012	0.012	0.011	0.011	0. 012
大山崎町	大大	Ш	崎	_	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015
宇治市	宇		治	_	0.014	0.015	0.013	0.013	0.014
城陽市	城		陽	_	0.014	0.015	0.013	0.013	0.014
久 御 山 町	<b>人</b>	御	Щ	_	0.021	0.020	0.018	0.016	0.017
京田辺市	1 田		辺	_	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013
木津川市	市木		津	_	0.019	0.018	0.014	0.017	0.017
精 華 町	丁 精		華	_	0.012	0.014	0.013	0.014	0.015
亀 岡 市	1 亀		岡	_	0. 019	0.018	0. 017	0.017	0. 017
南丹市	南		丹	_	0.009	0.010	0.008	0.010	0.010
福知山市	福	知	Щ	_	0.012	0.012	0.010	0.011	0. 011
舞鶴市	東	舞	鶴	_	0.021	0.019	0.017	0.017	0. 017
綾 部 市	ī 綾		部	_	0.010	0.010	0.009	0.009	0.010
宮津市	宮		津	_	0. 014	0.014	0.013	0.013	0.014
京丹後市	京京	丹	後	_	0.016	0.015	0.013	0.014	0.014
大山崎町	」 国	道 171 号 (自 扫	排)	_	0. 012	0.012	0. 011	0.011	0. 011
八幡市	国	道 1 号 (自扌	非)	_	0.017	0.013	0.011	0.011	0.014

<sup>(</sup>注) 1 測定方法は、昭和50年度は光散乱法、平成11年度以降はベータ線吸収法です。

資料61 光化学オキシダント測定結果(経年変化)

市町		測定局		:	昼間の日最高	1時間値の年	平均値 (ppm)	
1 1 m]		例足问		令和元年度	令和2	令和3	令和4	令和 5
	市	役	所	_	0.044	0. 047	0.044	0.043
	壬		生	0.049	0.047	0.048	0.048	0.048
	伏		見	0.047	0.047	0.048	0.048	0.048
	山		科	0.047	0.045	0.045	0.045	0.045
京 都 市	左		京	0.047	0.047	0.046	0.046	0.047
	西		京	0.047	0.048	0.047	0.048	0.047
	久		我	0.047	0.047	0.047	0.047	0.048
		北		0.043	0.045	0.045	0.047	0.046
	醍		醐	0.049	0.048	0.048	0.048	0.049
向 日 市	向		陽	0.049	0.050	0.049	0.050	0.050
大 山 崎 町	大	Щ	崎	0.048	0.049	0.049	0.048	0.047
宇 治 市	宇		治	0.050	0.050	0.049	0.049	0.050
城陽市	城		陽	0.049	0.049	0.049	0.048	0.049
久 御 山 町	久	御	山	0.049	0.049	0.049	0.049	0.050
京田辺市	田		辺	0.049	0.050	0.049	0.049	0.049
木 津 川 市	木		津	0.050	0.050	0.049	0.051	0.050
精 華 町	精		華	0.051	0.052	0.050	0.049	0.050
亀 岡 市	亀		岡	0.048	0.048	0.047	0.047	0.046
南丹市	南		丹	0.047	0.047	0.047	0.047	0.046
福 知 山 市	福	知	山	0.046	0.044	0.045	0.045	0.044
舞鶴市	東	舞	鶴	0.045	0.044	0.046	0.044	0.044
綾 部 市	綾		部	0.046	0.045	0.045	0.045	0.045
宮津市	宮		津	0.047	0.047	0.047	0.047	0.046
京 丹 後 市	京	丹	後	0.047	0.046	0. 047	0.046	0.045
八幡市	国	道 1	号	0.045	0.045	0.045	0.044	0.045

<sup>(</sup>注) 1 昼間の1時間値は、6時から20時までの測定値です。

資料62 光化学オキシダント高濃度出現日数 (経年変化)

					<b>尽問</b>	の1時間値が	\$0 12nnm₽ <i>L</i> F	となったこ	とがある日数	r(日)
市	町	測	定	局	昭和50年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和 5
		市		 所	9	— [1,4H)[1	0	0	0	0
		±		生	13	1	1	0	0	1
		伏		見	5	1	0	0	0	0
		山		科	2	0	0	0	0	0
京都	市	左		京	1	1	0	0	0	1
)1/ Hb	,,,	西西		京	6	0	1	0	0	1
		久		我	7	1	1	0	0	0
			北	.17	3	0	0	0	0	1
		醍	714	醐	_	1	1	0	0	0
向 日	市	向		陽	7	1	1	0	0	1
大山崎		大	<u></u> 山	 - 崎	_	1	2	0	0	0
	市	宇		 治	6	2	1	0	1	1
-	市	城		陽	7	2	2	0	0	0
久 御 山		久	 御	<u></u> 山	16	1	1	0	0	0
京田辺		田田	1-1	 辺	1	2	3	0	0	0
木津川		木		 津	4	2	2	0	0	0
	町	精		 華	5	2	3	0	0	0
	市	亀		<del>.</del> 岡	_	1	0	0	0	0
	市	南		丹	_	1	0	0	0	0
福知山		福	知	<u></u> 山	_	1	0	0	0	0
	市	東	舞	鶴	_	0	0	0	0	0
	市	綾	•	部	_	1	0	0	0	0
	市	宮		津	_	0	0	0	0	0
京丹後	市		丹	後	_	0	0	0	0	0
	市	国	道 1	号	_	0	0	0	0	0

<sup>(</sup>注) 1 昼間の1時間値は、6時から20時までの測定値です。

<sup>2</sup> 昭和50年度については、「昼間の1時間値が0.15ppm以上となったことがある日数」を計上しています。

資料63 光化学スモッグ注意報発令状況等の推移

項目		年	度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和 5
	年間発令日	数及び被害の訴え者数		2日 (0人)	2日 (0人)	0日 (0人)	0日 (0人)	1日 (0人)
	4	年間発令時間		6 時間0分	5 時間30分	0 時間00分	0 時間00分	2 時間00分
			5月	2日(0)	0日(0)	0日(0)	0日(0)	1日(0)
			6月	0日(0)	0日(0)	0日(0)	0日(0)	0日(0)
	月別発	令状況	7月	0日(0)	0月(0)	0月(0)	0月(0)	0月(0)
			8月	0日(0)	2日(0)	0日(0)	0日(0)	0日(0)
			9月	0日(0)	0月(0)	0月(0)	0月(0)	0月(0)
	京都市地域	京都市		2回(0)	0回(0)	0回(0)	0回(0)	1回(0)
til I Neut	乙訓地域	向日市、長岡京市、大	山崎町	1回(0)	1回(0)	0回(0)	0回(0)	1回(0)
地域別 発令状況	宇治地域	宇治市、城陽市、久御	山町	2回(0)	1回(0)	0回(0)	0回(0)	1回(0)
20 14 VVD0	綴喜地域	八幡市、京田辺市、井	手町	2回(0)	2回(0)	0回(0)	0回(0)	0回(0)
	相楽地域	木津川市、精華町		2回(0)	2回(0)	0回(0)	0回(0)	0回(0)

<sup>(</sup>注) 1 ( )内は、被害の訴え者数

<sup>2</sup> 年間発令時間は、いずれかの地域で発令されていた時間の合計

資料64 微小粒子状物質測定結果 (経年変化)

市町	्रामा	⇔	P		年平	Z均値(μ g/ı	$n^3$ )	
市町	測	定	局	令和元年度	令和2	令和3	令和4	令和5
	市	役	所	-	9.7	9. 2	8.3	8. 7
	壬		生	11.3	11.3	10. 9	11.8	10.9
	伏		見	-	-	-	9.2	8.9
	山		科	9. 5	9.9	9.6	9.7	8.9
	西		京	10.0	10.3	8.8	10. 1	9.3
京都市	久		我	13. 3	_	-	-	_
<b>水旬川</b>	醍		醐	10. 4	10.8	9. 6	11.2	10. 3
	自	排	南	10. 1	9.4	8. 7	9.6	9. 4
	自	排 大	宮	10.6	10.3	9. 1	9.4	10. 1
	自	排 山	科	8. 5	8.5	7. 7	8.8	8. 1
	自	排 上	京	10. 1	9.7	8. 7	9.0	8.9
	自	排西ノ	京	9. 7	9.7	9. 1	9.4	9. 0
向 日 市	向		陽	10. 2	9.9	9.0	9.7	9.6
久 御 山 町	久	御	Щ	9. 2	11.6	10.6	8.6	8.8
宇 治 市	宇		治	12.0	9.4	8.4	8.8	8. 5
城陽市	城		陽	10. 7	10.6	9. 7	9.8	9. 9
京 田 辺 市	田		辺	9. 9	9.9	8.7	9.0	9. 1
井 手 町	井		手	9. 7	9. 7	7. 9	8.5	8.0
精 華 町	精		華	8.8	11.9	10.7	10.5	9. 7
木 津 川 市	木		津	12. 2	10.8	8.0	8.9	8. 7
南山城村	南	山	城	10.9	8.4	8. 2	8.5	7.8
亀 岡 市	亀		岡	11. 1	9.9	9. 0	8.2	8. 3
南丹市	南		丹	10. 1	10.0	8.7	8.9	9. 1
福知山市	福	知	Щ	9. 1	9.0	7. 5	8.1	8. 7
舞鶴市	東	舞	鶴	10.6	9. 5	8.7	7.4	7. 1
綾 部 市	綾		部	9.8	9. 1	8. 5	8.7	8. 4
宮 津 市	宮		津	9. 0	8.6	7. 4	8.0	8. 3
京 丹 後 市	京	丹	後	9. 1	7. 9	6. 9	7.4	7. 3
八幡市	国ì	道 1 号 (自扌	非)	9.8	11.9	10.6	11.0	10.5
大 山 崎 町	国道	首171号(自	排)	12.0	9.9	9.0	9. 1	9.0

資料65 二酸化硫黄測定結果(経年変化)

市町	測	定	局			年	平均値(ppm	n)		
. 111 — 111	例	足		昭和45年度	昭和50	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
	壬		生	0.052	0.031	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
		南		0.048	0.019	_	_	_	_	_
京都市	伏		見	0.051	0.019	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
京都市	山		科	0.032	[0.013]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	左		京	0.034	0.022	_	_	_	_	_
	西		京	0.028	0.013	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
向 日 市	向		陽	0.020	0.008	0.001	0	0.001	0.001	0.001
久御山町	久	御	山	0.026	[0.022]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
木津川市	木		津	_	[0.007]	0	0.000	0.001	0.001	0.000
亀 岡 市	亀		岡		_	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
福 知 山	福	知	山	_	0.009	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
舞鶴市	東	舞	鶴	_	0.008	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001

<sup>(</sup>注) 1 年間を通じて測定時間が6,000時間に達しない場合の年平均値は、[ ]で示しています。

# 資料66 一酸化炭素測定結果(経年変化)

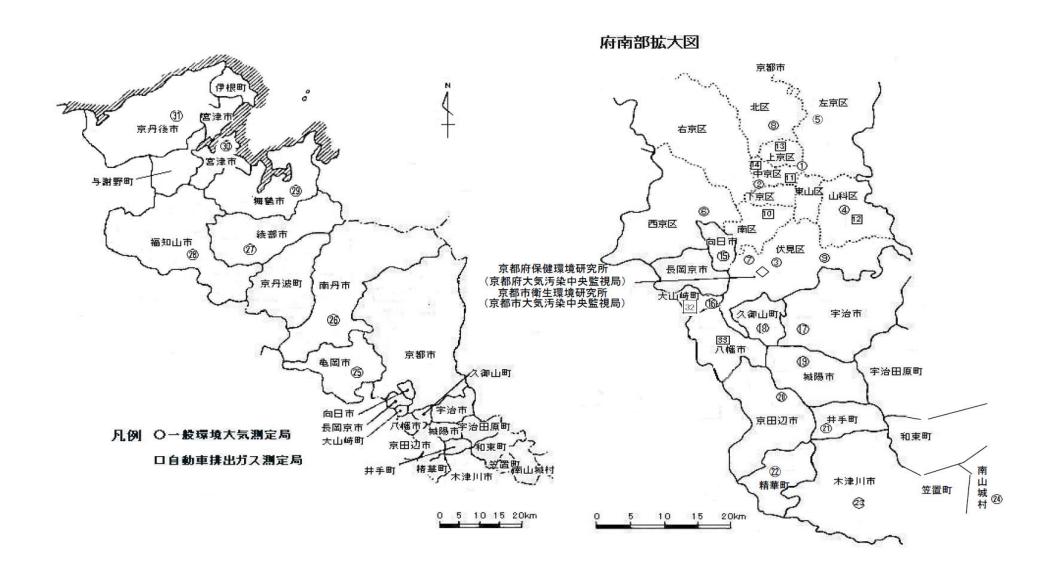
市		町	測	Í	<b>⇒</b>	局			年平均値	直 (ppm)		
111		щ	쾺	Λ	Ė	/FJ	昭和50年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			自	技	lŧ .	南	3. 5	0.3	0.3	0. 3	0.3	0.3
京	都	市	自	排	大	宮	3. 2	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
			自	排	山	科	2. 1	0. 3	0.3	0. 3	0.3	0.3
大	山崎	町	国道	包171号	(自	排)	_	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

資料67 大気汚染常時監視測定局の測定項目一覧(令和6年度3月末現在)

<u> </u>	不 10 /	- バスパガネ市	<u> </u>		Z U	_			<u> </u>										
				用	窒酸	化	浮遊	化		<b>≖</b> △	炭水	化	微小	風	風	温	湿	日	気
番	測	測		途	半		粒	学才	酸	酸			粒						
	定	定	所 在 地		酸	_	子		化	化	,	Ø₽.	子					射	
号	区分	局 名		地			状	シ			タ	メ	状						
							物	1 グー	硫	炭		Ħ	物						
				域				_	昔	素	ン			向	谏	度	度	量	圧
1		市 役 所	京都市中京区寺町通御池上ル/京都市役所	商		<i>∓</i> ×	<u>Q</u>		~	>IX			<u>Q</u>	(i)	0	12	1X	土	/
2		壬 生	京都市中京区壬生東高田町/京都看護大学	準工	0	0	0	0	0	$\Box$			0	0	0				
3	l í	伏    見	京都市伏見区鷹匠町/市伏見区総合庁舎	準工	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
4	般	山 科	京都市山科区御陵四丁野町/京都薬科大学南校舎	住	0	0	0	0					0						
5	環 境	左京	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町/左京区総合庁舎	住	0	0	0	0						0	0				
6	大	西京	京都市西京区樫原三宅町/市立樫原小学校	住	0	0	0	0	0				0	0	0				
7	気	久 我	京都市伏見区久我東町/市立神川小学校	住	0	0	0	0											
8	1	北	京都市北区紫野花ノ坊町/ツラッティ千本	商	0	0		0						0	0				
9		醍 醐	京都市伏見区醍醐鍵尾町/市立池田小学校	住	0	0	0	0			0	0	0	0	0				
10		自 排 南	京都市南区西九条南田町/南区総合庁舎	商	0	0	0			0	0	0	0						
11	動 車	自 排 大 宮	京都市中京区錦大宮町/四条大宮交差点	商	0	0	0			0			0						
12	排	自 排 山 科	京都市山科区椥辻池尻町/山科区総合庁舎	商	0	0	0			0	0	0	0		╝				
13	出 ガ	自 排 上 京	京都市上京区室町頭町/市立室町小学校	商	0	0	0						0						
14	ス	自 排 西 ノ 京	京都市中京区西ノ京中保町/市立北野中学校	商	0	0	0						0						
15	1 -	向 陽	向日市森本町天神森	住	0	0	0	0	0		0	0	0			Ī			
16		大 山 崎	大山崎町円明寺松田/大山崎中学校	住	0	0	0	0											
17		宇治	宇治市宇治若森/山城北保健所	住	0	0	0	0					0						
18		久 御 山	久御山町坊之池高河原/久御山中学校	その他	0	0	0	0	0		0	0	0		╝	0	0	0	0
19		城陽	城陽市寺田宮ノ平/城陽高等学校	住	0	0	0	0					0						
20		田辺	京田辺市田辺明田/田辺総合庁舎	住	0	0	0	0			0	0	0						
21		井 手	井手町井手野神/井手町立井手小学校	住									0						
22	般	精    華	精華町光台/けいはんなプラザ	商	0	0	0	0					0						
23	環 境	木    津	木津川市木津上戸/木津総合庁舎	準工	0	0	0	0	0		0	0	0			Ī			
24		南 山 城	南山城村北大河原中谷/南山城保育園	その他									0						
25		亀 岡	亀岡市余部町五反田/農林センター	その他	0	0	0	0	0				0						
26		南 丹	南丹市園部町黒田	その他	0	0	0	0					0						
27		綾部	綾部市宮代町土代/綾部市営住宅内	住	0	0	0	0					0		$\Box$				
28	1	福 知 山	福知山市岡ノ/伯耆丸公園	商	0	0	0	0	0				0		$\Box$	اً	$\Box$		
29		東 舞 鶴	舞鶴市溝尻/新舞鶴小学校	住	0	0	0	0	0				0		$\Box$				
30		宮津	宮津市吉原/宮津総合庁舎	住	0	0	0	0			[_		0						
31			京丹後市峰山町丹後/峰山総合庁舎	その他	0	0	0	0					0						
32	ガ排動	国 道 171 号	大山崎町字茶屋地先	工	0	0	0			0			0						
33	ス出ご	国 道 1 号	八幡市戸津堂田	その他	0	0	0	0					0						
(i)	\ 1 3	番号1~14は、京都市	- 1 × 245 n+ FF-5-1																

<sup>(</sup>注)1 番号1~14は、京都市が常時監視

## 資料68 大気汚染測定局設置状況(令和6年3月末現在)



資料69 有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果(令和5年度)

具件(2) 円百	<u> </u>	八个沙兵	垛况 ——							L./ L P
測定物質名	単位	区分	測定地点	最小値	和 5 年度結 最大値	果 平均値	令和4年度結果 平均値	学和 4 平均値	1年度全国測定 最小値	E結果 <b>■</b> 最大値
			京都市左京区総合庁舎	取小恒 0.059	0.81	平均恒 0.50	0.43	半均恒	取小胆	取入他
		一般環境	久御山	0. 27	1. 0	0.61	0. 72	0. 62	0. 18	2. 1
0			京都市南部まち美化事務所	0. 12	1. 4	0.73	0.62	1		
ベンゼン (環境基準:3以下)	$\mu$ g $/$ m $^3$		自排局大宮	0. 19	1.2	0.85	0.93			
(31/38/11 / 13/11)		沿道	自排局山科	0. 18	1. 3	0.79	0. 67	0. 78	0. 29	1.6
			国道171号	0. 24	1. 1	0.60	0.72	•		
			国道 1 号 京都市左京区総合庁舎	0. 32 0. 0035	1. 2 0. 33	0. 82 0. 13	0. 99 0. 098			
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	一般環境	久御山	0. 16	1.6	0. 58	0.70	0. 29	0.0022	5. 1
(環境基準:130以下)		固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0.0035	4. 6	1. 4	1.1	6. 5	0.0037	96
テトラクロロエチレン		一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0035	0.43	0.15	0.085	0.076	0.0030	0.73
	$\mu$ g $/$ m <sup>3</sup>		久御山	0.031	0. 22	0.090	0.13			Į
(環境基準:200以下)		固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	0. 0035	2.8	0.74	0.61	0. 10	0.0050	0.61
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	一般環境	京都市左京区総合庁舎 久御山	0. 46 0. 68	3. 9 2. 5	2. 0	1. 3 1. 6	1.3	0. 24	9. 6
(環境基準:150以下)	W 87 111	73,2,5,0,0	京都市南部まち美化事務所	0.60	3. 4	2. 0	1.5	1.0	0.21	0.0
			京都市左京区総合庁舎	0.00085	0. 14	0.071	0.011			
アクリロニトリル	$\mu \ g \diagup m^3$	一般環境	久御山	0.0012	0.06	0.018	0.012	0.041	0.0015	0.34
			京都市南部まち美化事務所	0.00085	0. 14	0.077	0.018			
		一般環境	京都市左京区総合庁舎	1. 3	18	3.9	2.4	1.9	0.55	8.6
			久御山 自排局大宮	0. 75 1. 5	3. 2 5. 9	1. 7 3. 1	1. 7 2. 8			
アセトアルデヒド	$\mu$ g $/$ m <sup>3</sup>	20.226	自排局山科	1. 0	7. 1	2.9	2.8			
		沿道	国道171号	0. 96	3. 3	1.8	1. 4	2. 2	0.86	6. 9
			国道1号	0. 96	3. 1	2.0	1.7			
He H		An arm rate	京都市左京区総合庁舎	0.00025	0.0088	0.0008	0.0093			
塩化ビニルモノマー	μ g / m <sup>3</sup>	一般環境	久御山	0.002	0. 120	0.018	0.007	0.027	0.00090	0.41
			京都市南部まち美化事務所	0.00025	0.023	0.00145	0.012			
塩化メチル	$\mu \text{ g/m}^3$	一般環境	京都市左京区総合庁舎 久御山	0. 95 1. 1	1. 6 1. 9	1. 2 1. 3	1. 2 1. 7	1.4	0.31	3.0
	μ 8 / 111	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	1. 0	1.6	1.3	1. 2	1.6	1.0	4. 5
			京都市左京区総合庁舎	0.031	1. 3	0.60	0.51			
クロロホルム	$\mu \ g \diagup m^3$	一般環境	久御山	0. 14	0.30	0.21	0.24	0. 19	0.058	1.7
			京都市南部まち美化事務所	0.016	2. 1	0.65	0.38			
酸化エチレン	$\mu$ g $/$ m $^3$	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0. 022	0. 17	0.074	0.068	0.061	0.012	0.31
			久御山 京都市左京区総合庁舎	0. 041 0. 003	0. 17	0. 096 0. 19	0. 067 0. 12			
1, 2-ジクロロエタン	$\mu \text{ g/m}^3$	一般環境	久御山	0.052	0. 29	0.13	0. 12	0. 11	0.033	0.30
-, - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	F 87	720,000	京都市南部まち美化事務所	0.003	0.46	0.19	0.12	V. 11	0.000	0.00
		一般環境	京都市左京区総合庁舎	1. 1	9.7	4.7	4.8	4. 6	0, 061	28
			久御山	6.8	24	11	14			
1 4 - 1	. 3	固定発生源周辺	京都市南部まち美化事務所	2.0	20	9.4	8.7	6. 2	0.29	20
トルエン	μg/m³		自排局大宮 自排局山科	1. 5 1. 4	14 13	7. 5 5. 7	6. 0 4. 7	-		
		沿道	国道171号	2. 2	11	5. 4	6.3	6. 2	1.3	37
			国道1号	9. 1	27	17	21			
			京都市左京区総合庁舎	0.00065	0.040	0.016	0.033			
		一般環境	久御山	0.022	0.099	0.047	0.055	0.062	0.0023	1.7
4 0	. 2		京都市南部まち美化事務所	0.002	0. 14	0.051	0.060			
1, 3-ブタジエン	$\mu \text{ g/m}^3$		自排局大宮 自排局山科	0. 002 0. 002	0. 19	0. 094 0. 062	0.19	-		
		沿道	国道171号	0.002	0. 15 0. 11	0.062	0. 077 0. 070	0.081	0.0070	0.31
			国道1号	0. 027	0. 14	0.077	0.088			
		一般環境	京都市左京区総合庁舎	2. 4	18	5. 2	4. 0	2. 4	0. 69	11
		一	久御山	0.67	4.5	2.0	2.2	2.4	0.09	11
ホルムアルデヒド	$\mu \text{ g/m}^3$		自排局大宮	1.6	8. 4	4.3	4. 1			
		沿道	自排局山科	1. 7	6. 9	4. 1	3.4	2.6	0.81	5.6
			国道 1 7 1 号 国道 1 号	0. 90 0. 91	4. 3 4. 5	2. 1 2. 3	1. 7 2. 2	1		
) T 402 - 11 A 11		ánm rete	京都市左京区総合庁舎	0.30	8. 9	3. 3	2. 2			
クロム及びその化合物	ng/m³	一般環境	久御山	1. 0	6. 0	2. 4	3. 1	3. 7	0.079	29
水銀及びその化合物	ng/m³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1. 1	2.6	1.6	1.5	1.6	0.50	4. 0
// W// O C 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	ng/m	73,5,5,5,0	久御山	1. 4	2. 1	1.7	1.5	1.0	0.00	1.0
ニッケル化合物	$ng/m^3$	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0. 14	11	2.8	2. 4	2. 1	0.11	15
			久御山 京都市左京区総合庁舎	0. 38 0. 12	3. 6 4. 1	1. 8 1. 3	0.70			
ヒ素及びその化合物	$ng/m^3$	一般環境	久御山	0. 12	2. 6	0.87	0.86	0. 91	0.050	3. 2
ベリリウム及びその化合	. / 3		京都市左京区総合庁舎	0.0002	0. 021	0.0071	0.0042	0.010	0.0010	0.004
物	ng/m³	一般環境	久御山	0.0011	0.084	0.018	0.013	0.016	0.0010	0. 084
		一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0075	0. 24	0.081	0.046	0. 15	0.0092	1. 9
		/4X2K-9ti	久御山	0.016	0. 20	0.067	0.074	V. 10	0.0002	1.0
ベンゾ[a]ピレン	$ng/m^3$		自排局大宮	0.017	0. 31	0.14	0.10	1		
· \		沿道	自排局山科	0.020	0. 18 0. 19	0. 079 0. 072	0.061 0.076	0. 15	0.026	1.7
		但坦	国道171早				<ul> <li>U. U.O.</li> </ul>		•	•
· · · · · / [a] L V V		[ [ ]	国道 1 7 1 号 国道 1 号	0.014				1		
	, 1		国道 1 7 1 号 国道 1 号 京都市左京区総合庁舎	0. 014 0. 028 1. 9	0. 23	0. 093 16	0. 13 7. 8	10	0.015	100
マンガン及びその化合物	ng/m³	一般環境	国道1号	0.028	0. 23	0.093	0.13	16	0. 015	120

<sup>(</sup>注) 1 平均値は、測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1/2として算出しています。

<sup>2</sup> 環境基準は年平均値で評価します。

<sup>3</sup> 京都市左京区総合庁舎、京都市南部まち美化事務所、自排局大宮及び自排局山科の結果については、京都市が測定したものです。

<sup>4 1</sup> μ g = 1 0 0 万分の1 g、1 n g = 1 0 億分の1 g

<sup>5</sup> 令和4年度全国測定結果は、各測定地点での年平均値の各地域分類別の全国平均、最小及び最大を示しています。

#### 自動車排出ガス規制値(令和6年12月末現在) 資料 70

## (1) ガソリン・LPG 車

( )内の数値は平均値

	種	重別	成分	走行モード等	H17	H19	H21		H30		R元		R2
			CO	10·15M	1. 92 (1. 15)		<b>←</b>		2. 03 (1. 15)				←
		垂田市	NMHC	+ 11M	0. 08 (0. 05)		←	WLTC	0. 16 (0. 10)				←
		乗用車	N0x	(g/km)	0. 08 (0. 05)		←	(g/km)	0. 08 (0. 05)				←
			PM	注1	I	注2	0. 007 (0. 005)		0. 007 (0. 005)			注3	0. 007 (0. 005)
			CO	10·15M		6. 67 (4. 02)	←				7. 06 (4. 02)		←
		軽自動車	NMHC	+ 11M		0. 08 (0. 05)	←			WLTC	0. 16 (0. 10)		←
ガ		牡口驯牛	N0x	(g/km)		0. 08 (0. 05)	←			(g/km)	0. 08 (0. 05)		←
ソ			PM	注1		注2	0. 007 (0. 005)				0. 007 (0. 005)	注3	0. 007 (0. 005)
リ		±7 E ±	CO	10·15M	1. 92 (1. 15)		←		2. 03 (1. 15)				←
ン・	۲	軽量車 (GVW≦	NMHC	+ 11M	0. 08 (0. 05)		←	WLTC	0. 16 (0. 10)				←
L	ラッ	1. 7t)	N0x	(g/km)	0. 08 (0. 05)		←	(g/km)	0. 08 (0. 05)				←
Р	ク		PM	注1	_	注2	0. 007 (0. 005)		0. 007 (0. 005)			注3	0. 007 (0. 005)
G	ĺ .	中量車	CO	10·15M	4. 08 (2. 55)		←				4. 48 (2. 55)		←
車	バ	(1.7t<	NMHC	+ 11M	0. 08 (0. 05)		←			WLTC	0. 23 (0. 15)		←
	ス	GVW	N0x	(g/km)	0. 10 (0. 07)		←			(g/km)	0. 11 (0. 07)		←
		≦3.5t)	PM	注1		注2	0. 009 (0. 007)				0. 009 (0. 007)	注3	0. 009 (0. 007)
		壬旦市	CO		21.3(16.0)		<b>←</b>						←
		重量車 (3.5t<	NMHC	JE05M	0. 31 (0. 23)		<b>←</b>						←
		GVW)	N0x	(g/kWh)	0.9(0.7		<b>←</b>						←
L		<b>丰工</b> 纵手具	PM			注2	0. 013 (0. 010)					注3	0. 013 (0. 010)

※ GVWは車両総重量

※CO:一酸化炭素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

注2吸蔵型NOx環元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用される。

注3全ての筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対して適用される。

## (2) ディーゼル車

												(	) 内の	数値は平均値
	種	<b>重別</b>	成分	走行モード等	H17	H21	H22		H28	H29		H30		R元
			CO		0. 84 (0. 63)	<b>←</b>						0. 88 (0. 63)		
			NMHC	10·15M	0. 032 (0. 024)	←						0. 037 (0. 024)		
		乗用車	NOx(小型)	+ 11M	0. 19 (0. 14)	0. 11 (0. 08)					WLTC	0. 23 (0. 15)		
		米川半	N0x(中型)	(g/km)	0. 20 (0. 15)	0.11(0.00)					(g/km)	0. 23 (0. 13)		
			PM(小型)	注1	0. 017 (0. 013)	0. 007 (0. 005)						0, 009 (0, 005		
			PM(中型)		0. 019 (0. 014)	0. 007 (0. 000)						0.003 (0.003		
		±⊽ ⊟ ±	CO	10·15M	0. 84 (0. 63)	<b>←</b>						0. 88 (0. 63)		
デ		軽量車 (GVW≦	NMHC	+ 11M	0. 032 (0. 024)	<b>←</b>					WLTC	0. 037 (0. 024)		
イ		1. 7t)	N0x	(g/km)	0. 19 (0. 14)	0. 11 (0. 08)					(g/km)	0. 23 (0. 15)		
ぜ			PM	注1	0. 017 (0. 013)	0. 007 (0. 005)						0. 009 (0. 005)		
ル	トラ	中量車	CO	10·15M	0. 84 (0. 63)	<b>←</b>	←							0. 88 (0. 63)
車	ッ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	NMHC	+	0. 032 (0. 024)	<b>←</b>	← 0.00(0.45)						WLTC	0. 037 (0. 024)
	ク	GVW	N0x	11M (g/km)	0. 33 (0. 25)	0. 20 (0. 15)	0. 20 (0. 15) 注2						(g/km)	0. 36 (0. 24)
	・ バ	≦3.5t)	PM	注1	0. 020 (0. 015)	0. 009 (0. 007)	0.009(0.007) 注2							0. 013 (0. 007)
	ス		CO		2. 95 (2. 22)	←	+		←	←	←	←		
		重量車	NMHC	JE05M	0. 23 (0. 17)	<b>←</b>	←	WHSC 並びに	<b>←</b>	←	←	←		
		(3.5t< GVW)	N0x	(g/kWh)	2. 7 (2. 0)	0.9(0.7)	0.9(0.7) 注3	WHTC (g/kWh)	0.7(0.4)	0.7(0.4) 注5	0.	7(0.4) 注6		
		*************************************	PM		0. 036 (0. 027)	0. 013 (0. 010)	0. 013 (0. 010) 注3	注4	<b>←</b>	<b>←</b>	<b>←</b>	←		

- 注2 中量車のうち1.7t<GVW≦2.5tについては22年10月より規制 注3 重量車のうち3.5t<GVW≦12tについては22年10月より規制
- 注4 平成28年規制(2016年)からはWHSCの測定値並びにWHTC(冷機状態)にの測定値に0.14を乗じた値とWHTC(暖機状態)の測定値に0.86を乗じた値との和で
- 第出される値に対し適用する。 注5 重量車のうちGWW7.5tを超えるトラクタについては29年10月より規制
- 注 6 重量車のうち3.5t < GVW ≦ 7.5t については30年10月より規制

注 1 平成17年規制 (2005年) からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年 (2008年) からは、JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年 (2011年) からはJC08試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値 に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用する。

<sup>※</sup> CO: 一酸化炭素、NMHC: 非メタン炭化水素、NOx: 窒素酸化物、PM: 粒子状物質 注1 平成17年規制(2005年)からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10·15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年(2008 年)からは、JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを関機状態において測定した値に0.75を乗じた値とJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを関機状態において測定した値に0.75を乗じた値とJC08モードを関機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出 される値に対し適用する。

## (3) 特殊自動車

														( )	内の数	値は平均値
	種別	成分	試験モード	H15	H18	H19	H20	H23		H24		H25	H26	H27		H28
		CO		6. 50 (5. 0)		1						6. 5 (5. 0)			8M又は	6. 5 (5. 0)
	定格出力 19kW以上37kW未満の	NMHC	8M	1. 95 (1. 5)		1. 33 (1. 0)					8M 及び	0.9(0.7)			RMC 並びに	0.9(0.7)
	もの	N0x	(g/kWh)	10.4(8.0)		7. 98 (6. 0)					NRTC (g/kWh)	5. 3 (4. 0)			NRTC	5. 3 (4. 0)
		PM		1. 04 (0. 8)		0. 53 (0. 4)					(g/ Kmi)	0.04(0.03)			(g/kWh)	0.04(0.03)
		CO		6. 50 (5. 0)			<b>—</b>				8M	6. 5 (5. 0)			8M又は	6. 5 (5. 0)
	定格出力 37kW以上56kW未満の	NMHC	8M	1. 69 (1. 3)			0.93(0.7)				及び	0.9(0.7)			RMC 並びに	0.9(0.7)
	±0	N0x	(g/kWh)	9. 10 (7. 0)			5. 32 (4. 0)				NRTC (g/kWh)	5. 3 (4. 0)			NRTC	5. 3 (4. 0)
		PM		0. 52 (0. 4)			0.40(0.3)				tg/	0. 033 (0. 025)			(g/kWh)	0. 033 (0. 025)
Ŧ	定格出力	CO		6. 50 (5. 0)			<b>—</b>		8M	6. 5 (5. 0)				8M又は 6.5(5.0)	_	
1	定格出刀 56kW以上75kW未満の	NMHC	8M	1. 69 (1. 3)			0.93(0.7)		及び	0. 25 (0. 19)				RMC 0. 25 (0. 19)	)	
ゼル	ŧσ	N0x	(g/kWh)	9. 10 (7. 0)			5. 32 (4. 0)		NRTC (g/kWh)	4. 4 (3. 3)				NRTC 0.53 (0.4)		
		PM		0. 52 (0. 4)			0. 33 (0. 25)			0. 03 (0. 02)				0. 03 (0. 02,	)	
	定格出力	CO		6. 50 (5. 0)		+			8M	6. 5 (5. 0)				8M又は 6.5(5.0)	_	
	75kW以上130kW未満	NMHC	8M	1. 30 (1. 0)		0. 53 (0. 4)			及び NRTC	0. 25 (0. 19)				RMC 0. 25 (0. 19)	⊣	
	のもの	N0x	(g/kWh)	7. 80 (6. 0)		4. 79 (3. 6)			(g/kWh)	4. 4 (3. 3)				NRTC 0.53 (0.4)	_	
		PM		0. 39 (0. 3)		0. 27 (0. 2)				0. 03 (0. 02)			1	(g/kWh) 0. 03 (0. 02)	)	
	定格出力	CO		4. 55 (3. 5)	← 			4. 6 (3. 5)					8M又は 4.6 (3.5) RMC 0.25 (0.10			
	130kW以上560kW未満	NMHC	8M (g/kWh)	1. 30 (1. 0)	0.53(0.4)			及び 0.25(0.19) NRTC 2.7(2.0)	-				並びに 0.23 (0.13			
	のもの	N0x	(g/ KIIII)	7. 80 (6. 0)	4. 79 (3. 6)			(g/kWh) 2.7(2.0)	-				NRTC 0. 53 (0. 4)			
		PM		0. 26 (0. 2)	0. 23 (0. 17)	26. 6 (20. 0)		0. 03 (0. 02)					(g/kWh) 0. 03 (0. 02)		-	
ガソリン ・LPG	定格出力 19kW以上560kW未満	CO HC	7M			0. 80 (0. 6)										
• LPG	りもの	NOx	(g/kWh)			0. 80 (0. 6)										
		NUX				U. 6U (U. 6)										

## (4) 二輪車

/	١.	内の数値け平均値

	種別	成分	走行モード	H28	R2
		CO	二輪車	(2. 0)	
	最高速度50km/h以下 かつ	HC	モード	(0.50)	
	がり 総排気量0.0500以下	N0x	(g/km)	(0. 15)	
	NOD XVEO. OCCUPY 1	PM	注 1	_	
		CO		(1.14)	1. 33 (1. 00)
		HC		(0. 30)	0. 13 (0. 10)
	クラス1	NMHC	WMTC (g/km)	_	0. 088 (0. 068)
	注2	N0x	注6	(0.07)	0. 096 (0. 060)
ガ		PM 注5		-	0. 0063 (0. 0045)
y		CO		1. 58 (1. 14)	1. 33 (1. 00)
IJ		HC	]	0. 24 (0. 20)	0. 13 (0. 10)
ン	クラス2	NMHC	WMTC (g/km)	_	0. 088 (0. 068)
	注3	N0x	) 注6	0. 10 (0. 07)	0. 096 (0. 060)
		PM 注5	,	-	0. 0063 (0. 0045)
		CO		1. 58 (1. 14)	1. 33 (1. 00)
		HC		0. 21 (0. 17)	0. 13 (0. 10)
	クラス3	NMHC	WMTC (g/km)	_	0. 088 (0. 068)
	注 4	N0x	注6	0. 14 (0. 09)	0. 096 (0. 060)
		PM 注5	0	_	0. 0063 (0. 0045)

| 注5 | ※CO:一酸化炭素、MMHC:非メタン炭化水素、HC:炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質注1 平成18年(2006年)より二輪車試験モードは、コールドスタートに順次変更注2 クラス1:総排気量0.0500組0.1500未満かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.1500未満かつ最高速度50km/h超100km/h未満の二輪車

を以上がり販売速度100km/h以上の二輪車 クラス3:最高速度130km/h以上の二輪車 注5 平成28年 (2016年)よりWMTで定める走行サイクルに応じて冷機時試験及び暖機時試験を実 施し、各試験時の排出量に重み係数を乗じて算出した値の和に対し適用する。 注6 直噴エンジン搭載車のみ適用

資料71 京都府における車種別自動車保有台数の推移

(単位:台)

	自動車		貨物用		被			乗 用		特種戶	用途用		(単位:台)
年度	保有台数	計	普通車	小型車	けん引車	乗合用	#	普通車	小型車	普通車・ 小型車	大型 特殊車	小型 二輪車	軽自動車
昭和 40	195, 269	51,606	4, 935	46, 550	121	2, 377	50, 561	1,090	49, 471	2, 058	342	949	87, 376
50	598, 643	127, 086	16, 122	110, 659	305	3, 934	312, 548	5, 566	306, 982	6, 324	1, 584	5, 657	141, 510
60	909, 772	136, 068	23, 885	111, 690	493	4, 378	510, 386	20, 621	489, 765	10, 126	2, 366	18, 427	228, 021
平成 5	1, 198, 322	143, 084	35, 749	106, 648	687	4, 796	682, 643	113, 659	568, 984	15, 156	3, 193	24, 158	325, 292
6	1, 226, 258	143, 536	37, 770	105, 066	700	4, 741	699, 712	141, 293	558, 419	16, 131	3, 320	25, 404	333, 414
7	1, 259, 985	144, 053	39, 545	103, 725	783	4, 769	719, 935	171, 306	548, 629	17, 459	3, 413	26, 458	343, 898
8	1, 290, 301	144, 563	41,061	102, 690	812	4, 768	739, 485	203, 386	536, 099	18, 979	3, 407	27, 074	352, 025
9	1, 306, 865	142, 479	41, 519	100, 106	854	4, 617	750, 791	228, 453	522, 338	20, 207	3, 463	27, 918	357, 390
10	1, 315, 291	138, 588	41, 087	97, 501	874	4, 566	754, 544	244, 765	509, 779	21, 714	3, 495	28, 312	364, 072
11	1, 326, 405	134, 313	40, 482	93, 831	897	4, 525	754, 643	259, 389	495, 254	22, 655	3, 508	28, 336	378, 425
12	1, 334, 640	130, 194	40, 186	90, 008	899	4, 538	755, 156	273, 667	481, 489	23, 254	3, 532	28, 536	389, 430
13	1, 339, 369	126, 038	39, 670	86, 368	880	4, 555	752, 790	284, 783	468, 007	22, 451	3, 548	28, 886	400, 221
14	1, 340, 732	122, 563	39, 240	83, 323	882	4, 567	746, 652	287, 890	458, 762	22, 421	3, 558	29, 054	411, 035
15	1, 346, 122	177, 565	36, 555	81, 010	836	4, 480	746, 305	295, 012	451, 293	22, 181	3, 524	28, 975	422, 256
16	1, 363, 133	116, 503	37, 121	79, 382	809	4, 595	747, 809	301, 503	446, 306	22, 126	3, 490	29, 303	438, 498
17	1, 335, 205	116, 701	38, 340	78, 361	836	4, 579	747, 200	305, 209	441, 991	22, 254	3, 485	29, 662	410, 488
18	1, 338, 188	113, 392	39, 176	74, 216	890	4, 593	739, 940	306, 443	433, 497	22, 175	3, 516	29, 885	423, 797
19	1, 355, 058	110, 363	38, 560	71, 803	861	4, 678	708, 986	301, 498	407, 488	22, 175	3, 500	30, 012	474, 483
20	1, 342, 712	102, 318	35, 370	66, 948	811	4,670	695, 469	298, 902	396, 567	21, 086	3, 508	30, 084	484, 766
21	1, 333, 315	97, 619	33, 745	63, 874	781	4, 643	686, 302	297, 642	388, 660	20, 739	3, 468	30, 166	489, 597
22	1, 326, 722	94, 717	33, 052	61,665	753	4,629	679, 612	299, 095	380, 517	20, 430	3, 440	30, 312	492, 829
23	1, 328, 524	92, 392	32, 571	59, 821	756	4,612	676, 897	301, 878	375, 019	20, 384	3, 418	30, 145	499, 920
24	1, 328, 963	90, 263	32, 141	58, 122	767	4, 644	670, 623	303, 028	367, 595	20, 397	3, 454	30, 549	508, 266
25	1, 335, 037	89, 426	32, 163	57, 263	743	4, 669	664, 549	306, 508	358, 041	20, 392	3, 503	31, 125	520, 630
26	1, 337, 229	88, 947	32, 518	56, 429	747	4, 724	655, 668	307, 228	348, 440	20, 480	3, 511	31, 351	531, 801
27	1, 337, 244	88, 713	32, 950	55, 763	783	4, 759	650, 804	310, 792	340, 012	20, 581	3, 526	31, 751	536, 327
28	1, 336, 004	88, 649	33, 348	55, 301	810	4, 783	650, 207	316, 448	333, 759	20, 783	3, 517	31, 869	535, 386
29	1, 335, 788	88, 794	33, 789	55, 005	832	4, 807	649, 146	322, 675	326, 471	20, 985	3, 529	32, 010	535, 685
30 令和	1, 338, 224	89, 495	34, 279	55, 216	892	4, 820	645, 596	328, 083	317, 513	21, 247	3, 566	32, 826	539, 782
元	1, 337, 364	89, 838	34, 940	54, 898	970	4, 801	641, 112	332, 697	308, 415	21, 501	3,610	33, 290	542, 242
2	1, 341, 472	90, 405	35, 298	55, 107	1,020	4, 634	638, 001	338, 201	299, 800	21,710	3,604	33, 161	548, 937
3	1, 337, 638	90, 536	35, 500	55, 036	1,081	4, 551	633, 450	342, 282	291, 168	21,856	3, 570	34, 142	548, 452
4	1, 341, 346	90, 887	35, 639	55, 248	1, 078	4, 487	628, 891	346, 297	282, 594	22, 115	3, 578	35, 127	555, 183
5	1, 341, 603	91,008	35,835	55, 173	1,090	4, 460	626, 508	353, 286	273, 222	22, 288	3, 591	35, 950	556, 708

<sup>※1</sup> 各年度末現在の台数(軽自動車には軽二輪を含む。)2 出典:近畿運輸局資料

資料72 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況(令和6年3月末現在)

		T否	1	0	4	E	G	0	10	11	1.9	0.1	9.4	O.F.	20		21	$\triangle$	<b>⊒</b> L.
		項	1	2	4	5	6	9	10	11	13	21	24	25	29	30	31	合	計
保健所	市町村	施設	ボイラー	加熱炉・	金属溶鉱炉	金属溶解炉	金属加熱炉	焼成炉・溶融炉	反応炉・直火炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	反応施設等リン肥料製造用	溶解炉鉛二次精錬用等	溶解炉鉛蓄電池製造用	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関	施設数	工場・事業場数
	向 日	市	12												1	3	1	17	11
乙訓	長岡京		136							10	3				6	15	1	171	41
اارم ک	大 山 崎		43							1	3				2	14	3	66	9
	小	計	191							11	6				9	32	5	254	61
	宇治	市	114			1		3	2	2	2				3	43	11	181	60
	城陽	市	65			3	1				2					16		87	31
	久 御 山		66			4									4	16	1	91	41
山城北	八幡	市	30			2				1	1		8		2	15	3	62	24
	京 田 辺		35				4				5				2	10	5	61	24
	井 手	町	30															30	9
	宇治田原		13				1									3		17	9
	小	計	353			10	6	3	2	3	10		8		11	103	20	529	198
	木 津 川		24					1			2				12	17	3	59	35
	笠 置	町	2															2	1
山城南	和東	町	5								2							7	4
	精華	町	28												12	42	3	85	29
	南山城		1													2		3	2
	小	計	60					1			4				24	61	6	156	71
	亀 岡	市	61			4	3			2	4		1		3	21	1	100	47
南 丹	南丹	市	60				10		3	3	3				4	15	1	99	40
			29				3			4						8	2	46	22
	小垣加	計	150			4	16	00	3	9	7		1	1.4	7	44	4	245	109
中丹西	福知山		123			6	4	83		13	3			14	3	57	2	308	74
	舞鶴	計市	123			6	4	83		13	3	1	0	14	3	57	2	308	74 55
中丹東		市				1	4	2		9	5	1	3		2	35	1	135	
		計				1	4	0		4	7	1	2		1	13	1	53	29
	<u>小</u> 宮 津	市			5	1	4	2		13		1	3		3	48 7	1	188	84
	京丹後				Э		9			5 3	7				4	20		51	26 52
丹 後		町	1				9			J	1				1	20		102	1
	与 謝 野		16			1									4	2		23	15
	小	計			5	1	9			8	9				9	29		177	94
		рΙ						00	_			4	10	1.4			00		1
	計 		1, 089		5	22	39	89	5	57	46	1	12	14	66	374	38	1,857	691
京	都	市				18	9	2	1	5	17			73	93	491	58	1, 477	600
合		計	1, 799		5	40	48	91	6	62	63	1	12	87	159	865	96	3, 334	1, 291

<sup>(</sup>注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、 ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料73 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の地域別設置状況 (令和6年3月末現在)

	地域	<b>南</b>	南 部 也 域	中北部 地 域	
		総量規制	制地域		合 計
法施行令 別表第1 の項番号	施設名	京都市区域	山城区域	その他の 地 域	
1	ボ イ ラ ー	710	501	588	1, 799
2	ガス発生炉・加熱炉				
3	焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 等				
4	溶 鉱 炉 等			5	5
5	金 属 溶 解 炉	18	10	12	40
6	金 属 加 熱 炉	9	5	34	48
7	加熱炉				
8,802	触 媒 再 生 塔 ・ 燃 焼 炉				
9	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	2	3	86	91
10	反 応 炉 ・ 直 火 炉	1	2	3	6
11	乾 燥 炉	5	14	43	62
12	電 気 炉				
13	廃 棄 物 焼 却 炉	17	16	30	63
14	銅鉛等精錬用焙焼炉等				
15	カドミウム系顔料乾燥施設				
16	塩 素 急 速 冷 却 施 設				
17	塩 化 第 二 鉄 用 溶 解 槽				
18	活性炭製造用反応炉				
19	塩 素 反 応 施 設 等				
20	アルミニウム精錬用電解炉				
21	リン肥料製造用反応施設等			1	1
22	弗 酸 製 造 用 凝 縮 施 設 等				
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等				
24	鉛 二 次 精 錬 用 等 溶 解 炉		8	4	
25	鉛 蓄 電 池 製 造 用 溶 解 炉	73		14	87
26	鉛 系 顔 料 製 造 用 溶 解 炉				
27	硝酸 製造用吸収施設等				
28	コ ー ク ス 炉				
29	ガ ス タ ー ビ ン	93	20	46	159
30	ディーゼル機関	491	132	242	865
31	ガ ス 機 関	58	25	13	96
32	ガ ソ リ ン 機 関				
1	計	1, 477	736	1, 121	3, 334
(注) 大気	工場・事業場数 汚染防止法第27条第2項の規定により国の行	600	241	450	1, 291

<sup>(</sup>注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する 電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料74 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定工場内のばい煙・粉じんに係る施設の 設置状況(令和6年3月末現在)

				種						ば係	いる	煙施	に設						1	一般粉じんに系る施設	<u>ر</u> د	
				項		2		4		6			9		10				4	5		
保	健	所		施設	廃焼	棄物炉	張機	合 せ械 等	反施	設	応等	酸施	洗浴	争等	プチ配施	ク 合	合	計	鋳物製品 後 処 理 施 設	造粒施設	合 計	工場数
			向 日	市					1					T								
7				市										T								
乙		司川	大 山 崎	町									16	;		13		29				2
			小	計									16			11		29				2
			宇治	市					<u> </u>	2	206		183					389				2
			城陽	市					<u> </u>					_								
			久 御 山	一月										4								
山	城	北	八幡	市土					_					4								
			京 田 辺	市					+					+								
			井   手     宇   治   田   原	町町					-					+								
			宇 治 田 原	計					+	-	206		183	+				389				2
			木 津 川	市					╁		206		100	+				369				
			笠 置	町					+					+								
			T	町					+					+								
Щ	城	南	精華	町					+					+								
			南山城	村					$\dagger$					✝								
			小	計					1					1								
			亀 岡	市										7								
南		丹	南 丹	市										T								
鬥		77	京	町																		
			小	計																		
中	丹	西	福 知 山	市					$oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}$		200			4				200				3
_	/,		小	計						2	200			4				200				3
			舞鶴	市				25	_					4				25				5
中	丹	東		市					_				77	_				77				1
			小	計士				25	+				77	4				102				6
			宮津	市出			$\vdash$	5	+					+				5				1
丹		後	京 丹 後	市町			$\vdash$		+					+					-			
71		1安	伊   根     与   謝   野	町町			$\vdash$		+					+					-			
			<u>分                                    </u>	計			$\vdash$	5	+					+				5	<del> </del>			1
			<u>計</u>	μП	$\vdash$		$\vdash$	30	+	,	106		276	+		11		725	<del> </del>			14
					$\vdash$		$\vdash$	30	+	۷.	100			_		11						
			京都市						+				5	_				5	6		6	2
			合計					30		4	-06		281			11		730	6		6	16

資料75 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況(令和6年3月末現在)

保健所 市 町 村	工場 事業場数
保健所 市 町 村 施設 よるい を	•
人山崎町     7     1     8     2       大山崎町     1     1     1     1       小計     13     2     15     5       宇治市     3     46     15     7     71     5       城陽市     19     20     39     20       久御山町     2     2     2       八幡市     1     1     1       京田辺市     4     3     4       井手町     1     1     2     2       宇治田原町     2     2     2	
乙 訓     長岡京市     7     1     8     2       大山崎町     1     1     1     1       小 計     13     2     15     5       宇治市     3     46     15     7     71     5       城陽市     19     20     39     20       久御山町     2     2     2       八幡市     1     1     1       京田辺市     4     3       井手町     1     1     2       宇治田原町     2     2	
大山崎町     1     1     1       小 計     13     2     15     5       宇治市     3     46     15     7     71     5       城陽市     19     20     39     20       久御山町     2     2     2       八幡市     1     1     1       京田辺市     4     3       井手町     1     1     2       宇治田原町     2     2     2	
宇治市     3     46     15     7     71     5       城陽市     19     20     39     20       久御山町     2     2     2       八幡市     1     1     1       京田辺市     4     3       井手町     1     1     2       宇治田原町     2     2	
城陽市     19     20     39     20       久御山町     2     2     2       八幡市     1     1     1       京田辺市     4     4     3       井手町     1     1     2     2       宇治田原町     2     2     2	
城陽市     19     20     39     20       久御山町     2     2     2       八幡市     1     1     1       京田辺市     4     4     3       井手町     1     1     2     2       宇治田原町     2     2     2	
山城北     八幡市     1       京田辺市     4       井手町     1       宇治田原町     2	
京田辺市     4       井手町     1       宇治田原町     2       2     2	
京田辺市     4       井手町     1       宇治田原町     2       2     2	
字治田原町 2 2 2	
小 計 32 67 15 7 121 35	
木 津 川 市 1 1 2 2 2	
笠 置 町	
山城南 和東町 10 1 11 1	
精 華 町   4   4   1   1	
南山城村	
小 計 1 15 1 17 4	
<b>亀 岡 市</b> 3 52 23 25 103 7	
南 丹 市 1 12 1 1 15 3	
京 升 波 町 6 1 3 10 1	
小計 4 70 25 29 128 11	
中丹西 福知山市 21 37 19 7 84 13	
小 計 21 37 19 7 84 13	
舞鶴市 23 45 14 9 91 9	
中丹東 綾 部 市 2 2 2	
小計 25 45 14 9 93 11	
宮津市 5 94 1 100 4	
京丹後市 4 2 2 8 3	
丹後伊根町	
与謝野町 1 1 1	
小 計 9 96 3 1 109 8	
計 92 343 79 53 567 87	
京 都 市 12 44 21 18 95 20	
合 計 104 387 100 71 662 107 107 11 100 107 107 107 107 107 107	

<sup>(</sup>注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、 ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料76 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設(ばい煙・粉じん)の設置状況(令和6年3月末現在)

(特定工場分含まず)

		種				ĺ	ばい	煙に	係	る特	定が	設					一般粉	じんに	<sup>特疋上·</sup> 係る特		
		項	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			2	3	4	5		
保健所		施設	廃棄物焼却炉	漂白施設等	張合せ機械等	グラビア印刷施設等	反応施設等	ゴム製品混練施設等	腐食施設等	酸洗净施設等	配合施設等プラスチック	等ライクリーニング施設	吹付塗装施設	合計	工場・事業場数	加工機械	粉砕施設等	後処理施設 鋳物製品	造粒施設	合計	工場・事業場数
	向 日	市			32		30			31	6	7	4	110	14						
<b>→</b> ∌u	長岡京	市		2			34			252	4	6		298	21						
乙訓	大 山 崎	町					1	1	33	15	14	1	4	69	10			2		2	1
	小	計		2	32		65	1	33	298	24	14	8	477	45			2		2	1
	宇治	市		14	1	2	110			90	13	25	14	269	70	10	41	6		57	5
	城陽	市		74	6		5	4	14	18	12	5		138	31						
	久 御 山			16		5	4	6		91	27	3	24	176	41			4		4	2
山城北	八幡	市				2	5			54	3	4	3	71	24			3		3	1
	京 田 辺	_		2	1	13	11			15	25	2	1	70	14			3		3	2
	井 手	町		2						9	10			21	3						
	宇治田原	_		1	1	10		1		50	10	4	1	78	18			1		1	1
	小	計		109	9	32	135	11	14	327	100	43	43	823	201	10	41	17		68	11
	木津川	_		4	1	1			45	3	5	2	2	63	11						
	笠 置	町						4						4	1						
川城 函	和 束 精 華	町町		_			-1	0		1				10							
				5			1	3		1				10	4						
	南山城小	計		9	1	1	1	7	45		5	2	2	77	16						
	<b>亀</b> 岡	市		8	1	2	1	1	40	39	14	13	6	82	34			1		1	1
	南丹	市		- 0			11		4	5	8	3	7	38	19			1		1	1
南丹	京丹波	町			2	1	57		1	4	9	2	4	79	21						
	小 //	計		8	2	3	68		4	48	31	18	17	199	74			1		1	1
	福 知 山	_		1	5	4	198	8	-	307	21	19	15	578	75	73		31	1	105	8
$\mathbb{H} + \mathbb{H} + \mathbb{H}$	小	計		1	5	4	198	8		307	21	19	15	578	75	73		31	1	105	8
	舞鶴	市			12		1			19	6	19	28	85	44			2		2	1
中丹東	綾 部	市					50	28		46	35	6	1	166	37			1		1	1
	小	計			12		51	28		65	41	25	29	251	81			3		3	2
	宮 津	市		18						2		8	36	64	37			1		1	1
	京 丹 後	市		95			17			44	2	18	63	239	59		1	8		9	4
丹 後	伊根	町			_								1	1	1						
	与 謝 野	町		3						1		9	20	33	29			10		10	4
	小	計		116			17			47	2	35	120	337	126		1	19		20	9
	計			245	61	40	535	55	96	1,096	224	156	234	2, 742	618	83	42	73	1	199	32
京	都	市		204	17	51	368		4	1, 530	202	356	302	3, 034	902	5	52	37	3	97	27
合		計		449	78	91	903	55	100	2, 626	426	512	536	5, 776	1,520	88	94	110	4	296	59

資料77 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況 (令和6年3月末現在)

		項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合	計
保健所	市町村	施設	化学製品乾燥施設	吹付塗装施設	塗装 乾燥 施設	着乾燥施設が料接の場が、お着デープート)、はくをは、お着デープーの場所網には、おりまが料度をは、おりまが、はくのでは、おりまが、おりまが、おりまが、おりまが、おりまが、おりまが、おりまが、おりまが	を除く。)接着乾燥施設(4	刷乾燥施設	施設がア印刷乾燥	工業用洗浄施設	貯蔵タンク	施設数	工場・事業場数
	向 日	市	4									4	1
<b>7</b> ∋u	長岡京		2		1							3	1
乙訓	大 山 崎	町		10	6							16	3
	小	計	6	10	7							23	5
	宇治	市		1								1	1
	城陽	市			4							4	3
	久 御 山												
山城北	八幡	市	2			1			1				2
	京 田 辺					11			6			17	1
	井 手	町											
	宇治田原	<b>頁町</b>				4			4			8	2
	小	計	2	1	4	16			11			30	9
	木 津 川	市											
	笠 置	町											
	和東	町											
	精 華	町											
	南山城												
	小	計											
	亀 岡	市			2	5			1	1		9	4
	南 丹	市			3							3	1
14) )1	京 丹 波												
	小	計			5	5			1	1		12	5
中丹西	福 知 山		4			3	4					11	6
1 /1 🖂	小	計	4			3	4					11	6
	舞鶴	市		4	1							5	2
中丹東		市	4									4	1
	小	計	4	4	1							9	3
	宮津	市											
	京 丹 後												
	与 謝 野												
	伊 根	町											
	小	計											
	計		16	15	17	24	4		12	1		85	28
京	都	市	1			2	2		3			8	2
合		計	17	15	17	26	6		15	1		93	30
_				10		20	J	l		-		ÜÜ	Ü

# 資料78 アスベスト大気環境調査結果(令和5年度)

地域分類	名 称	所在地	結果 (本/リットル)
	宇治総合庁舎	宇治市	0. 13、0. 14
住宅地域	亀岡総合庁舎	亀岡市	0. 17、0. 17
	峰山総合庁舎	京丹後市	0. 12、0. 16
	衛生環境研究所(伏見)	京都市	0. 26
商工業地域	長岡京市役所	長岡京市	0. 25、0. 25
	中丹東保健所	舞鶴市	0.090, 0.14
幹線道路	国道171号	大山崎町	0. 13、0. 15
字十/// 1月 JG	国道1号	八幡市	0. 10、0. 11

備 考 (左の「地域分類」における 令和4年全国調査結果)
0.048~0.81
0.051~0.81
<0.056∼0.70

(出典:環境省)

資料79 環境放射線監視結果の概要(1)(令和5年度)

区分	測定項目	言,	周査地点	調査 回数	調	査結果
		放射線測定所 14箇所	1 大		年平均値	0. 030 0. 035 0. 034 0. 035 0. 037 0. 042 0. 038 0. 048 0. 039 0. 029 0. 037 0. 049 0. 036 0. 036
空間線量モニタリング	空間放射線 空気吸収 線量率	固定型ポスト (1m) 5箇所(府独自) 固定型ポスト (1m) 9箇所(国委託)	1       峰       山       測       定       所         2       福       田       測       定       定       所         3       亀       訓測       測測       測       方       上       大       月       代       表       大       月       表       大       月       表       大       表       大       月       表       表       上       大       表       表       上       大       表       表       上       大       表       上       大       上       大       表       上       大       表       上       大       表       上       大       表       上       大       上       大       上       大       上       大       上       大       上		(μGy/h)	0. 057 0. 037 0. 047 0. 047 0. 040 0. 047 0. 050 0. 037 0. 034 0. 047 0. 054 0. 068 0. 056
		環境放射能測定車 による定点測定 3箇所 環境放射線調査車 による走行サーベイ 11ルート	9 木 津 測 定 所 1 河 辺 原 地 区 2 三 浜 地 区 3 多 門 院 地 区 ルート1 東 舞 鶴 地 域 ルート2 東 舞 鶴 地 域 ルート3 綾部 老 富地区 ルート4 綾部・西舞鶴地域 ルート5 福 知 山 市 区 ルート6 伊根・橋北地区 ルート7 宮津・栗田・由良地区 ルート8 京 丹 波 町 地域 ルート9 南丹市美山町地域 ルート10 京北上弓削町地域 ルート11 広河原・久多地域	4回	測定値 の範囲 ( µ Gy/h)	$0.051$ $0.034 \sim 0.037$ $0.023 \sim 0.025$ $0.022 \sim 0.027$ $0.017 \sim 0.040$ $0.018 \sim 0.034$ $0.019 \sim 0.039$ $0.020 \sim 0.038$ $0.029 \sim 0.042$ $0.030 \sim 0.041$ $0.030 \sim 0.073$ $0.030 \sim 0.052$ $0.031 \sim 0.055$ $0.064 \sim 0.094$ $0.063 \sim 0.097$
浮选1	». b.	全アルファ放射能	吉坂測定所	連続	年平均値	0.7~2.6
浮遊じん		全ベータ放射能	塩汲測定所	<b>坐</b> 統	$(Bq/m^3)$	1.2~5.0

資料80 環境放射線監視結果の概要(2)(令和5年度)

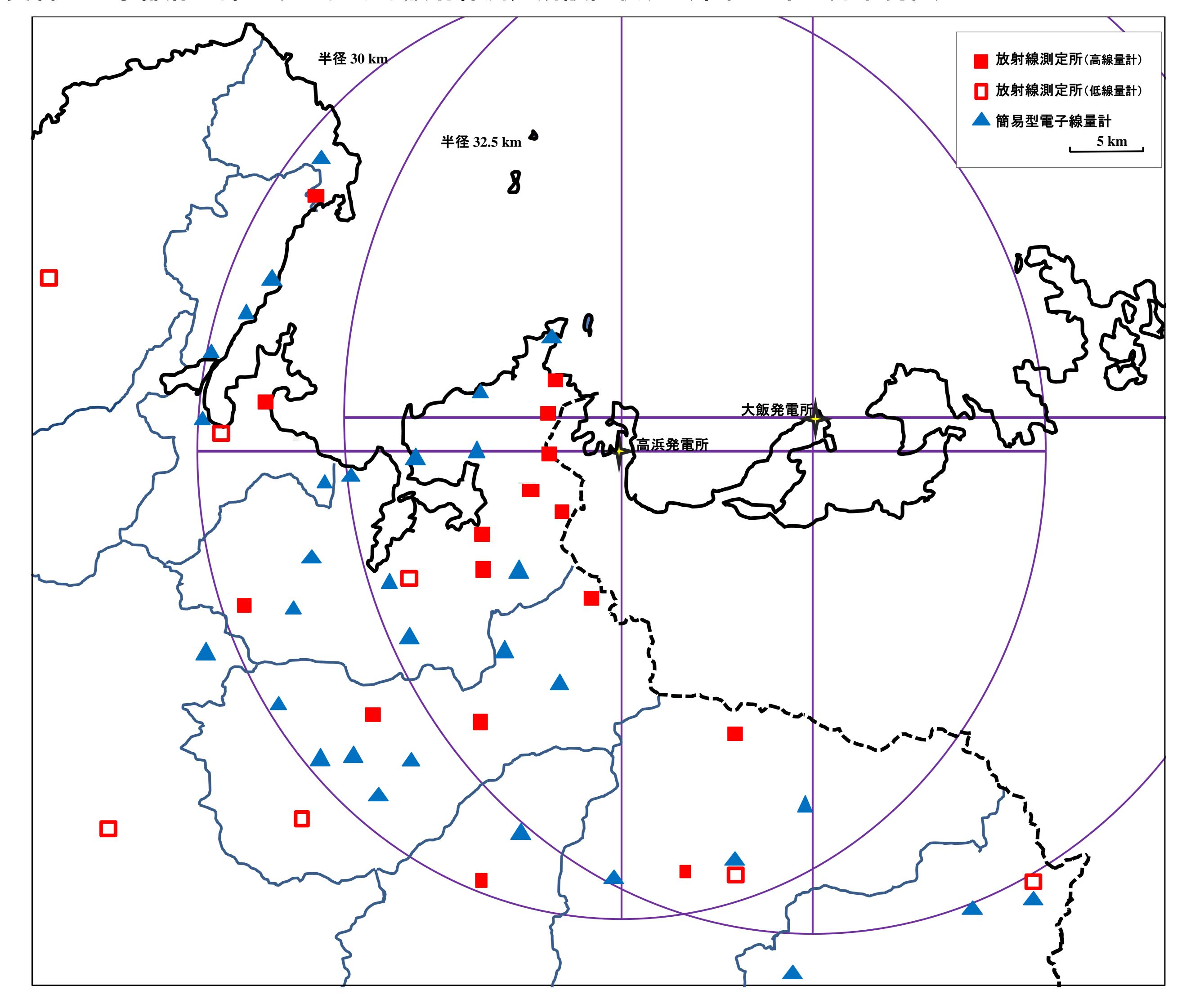
具化	測定	<u> </u>								·	周査		調査結果	<u></u> 본		
区分	項目			訓	査	対象 		調査地	I点 ————————————————————————————————————		回数	核種	単位	調査結果の範囲		
		浮	遊	じ	h		吉 坂 測			富 1	2回	<sup>137</sup> Cs	$\mu  \mathrm{Bq}/\mathrm{m^{\!3}}$	不検出		
		一	,01		70		測定所	、塩	汲 測 定	所 1	213	<sup>134</sup> Cs	$\mu \ \mathrm{Bq/m^3}$	不検出		
		降	7	₹	坳	雨水・ちり	吉坂	測	定	$H\Pi =$	2回	<sup>137</sup> Cs	$MBq/km^2$	不検出		
		N#F	ı		199	的がうりり				1	2回	<sup>134</sup> Cs	WIDQ/ KIII	不検出		
						源水	与保呂水流									
		陸			水	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	林、松	. 尾	、洞	<u>谷</u> 1	1回	137 Cs	mBq/L	│ │ 不検出~5.8×10 <sup>-1</sup>		
		-					朝来」	Ι,	上 林	Л			1	7 次四 0,0 10		
		-														
		陸			土	_	大山、金	全剛隊	完、岡 安	, 1	1回	<sup>137</sup> Cs	Bq/kg乾土	│ │ 不検出~1.3×10		
		座					老富、地頭	〔、相生	三、上杉、日	出 '	1 [2]	Cs	DQ/ Kg#4_L	7 (東田 - 1.3 / 10		
						米	大山、吉切原 、金			野区		137 Cs		不検出~3.5×10 <sup>2</sup>		
						大 根	大 山 、	杉	山 地	区		<sup>137</sup> Cs	mBq/kg生	不検出		
						生 椎 茸	大山		地	区.		137 Cs		$7.8 \times 10^{2}$		
		農	畜	産	物						1回	<sup>134</sup> Cs		不検出		
		112	ш	/==-	123		杉山		地	区		137 Cs	mBq/kg	不検出		
	セ						大 山、	杉		区		137 Cs	5 /1 /1	不検出		
	シ					梅	大 山		地	区		137 Cs	mBq/kg生	不検出		
	ウ						大山、			区		137 Cs	- /-	不検出		
	ム					牛 乳	多称	寺		区 2	2回	<sup>137</sup> Cs	mBq/L	不検出		
								松   葉	大 山老 富	· ·		安区	1回	<sup>137</sup> Cs		不検出~4.6×10
		指	標	植	物		<u></u>						mBq/kg生			
晋						よ も ぎ	、	古地		区 2	2回	<sup>137</sup> Cs		不検出~2.6×10 <sup>2</sup>		
環境試						めばる	毛 馬 立 田 井	島		沖		<sup>137</sup> Cs		$5.8 \times 10 \sim 1.0 \times 10^2$		
試						さざえなまこ	馬			沖		137 Cs		不検出		
料						なまこ	田井	<b>-</b>	地	先		137 Cs	•	不検出		
$\mathcal{O}$		〜	洋	生						┥,	1回	137 Cs		不検出		
核		一	1+	工.	物	あおりいか					ты	137 Cs 137 Cs	•	8.4×10 不検出		
種ハ						うまづらはぎ		井		沖		137 Cs	mBq/kg生	3.6×10		
分址						いか		71		' '		137 Cs		$3.6 \times 10$		
绀						まいわし						137 Cs		$3.8 \times 10$		
分析結果							毛	島		沖		197				
<i>&gt;</i>   <b>C</b>		指	漂 海	洋 生	物	ほんだわら		<u>.</u>			1回	<sup>137</sup> Cs		不検出		
							田 井			先						
		海	底沙	上積	物	表 層 土		St. 2	2	2	2回	<sup>137</sup> Cs	Bq/kg乾土	1.1~1.5		
		海			水			St. 3	3		2回	137 Cs	mBq/L	不検出		
	ヨウ素	ガ	ス状	ョゥ		活性炭ろ紙		測			4回	131 I	μ Bq/m³	不検出		
	7	陸			7/~		与 保	<u>呂</u>	水 <u>源</u> 八戸洲	地 1	1回		Bq/L	   不検出~0.46		
	リ	座			///	河 川 水	朝来川、上上 林、	- 松 月	、八万他、 記  洞	公公	IЩ	વ	DQ/ L	/ 1/19日 - 0.40		
	チ						<u> </u>	St.		711		<sup>3</sup> H				
	ウム	海			水	表 層 水		St. 2		6	6回		Bq/L	不検出~18		
	Δ							St. 3	3							
						源水	八戸池、口	上林	、松尾、洞	谷						
		陸			水						1回		mBq/L	不検出~1.6		
	ス					河 川 水	朝	来		Ш						
	<u>۲</u>	17±:					1차 크로 1-1 1		у — ППВ-		1 🖃		D ~ /1 士/- I	<del>7</del> +∆ 111		
	ロン	陸		_	土		地頭、相生	-、上1			1回	<sup>90</sup> Sr	Bq/kg乾土	不検出		
	チ	農	畜	産	物	米     牛   乳	大 山		地		1回	SI	mBq/kg生	不検出		
	ウ			/ <del></del>		牛 乳	多祢	寺士	地		1回		mBq/L	不検出		
	À	指	標	植	物	よりがって	大 山 、	吉	坂 地		2回		mBq/kg生	190~510		
		海	洋	生	物	め ば る な ま こ	毛	島			1回		mBq/kg生	不検出		
		指·	<b>迪</b> 海	洋州		<u>な ま こ</u> ほんだわら		島			1回 1回		mBq/kg生	不検出 48		
		1日7	示	1十	_ 1///	10 16 17 0	-TJ	四		1,1,	고디	238 Pu	IIIDQ/ Kgʻ土.	<del>10</del> 不検出		
	プルト	17-4-			r		地頭		相生			239 Pu	D /1 +/- I	1 1 次 1 円		
	ニウム				土	$0 \sim 5 \text{ cm}$	上杉、	` 日		区 1	1回	+	Bq/kg乾土	0.016~0.046		
												<sup>240</sup> Pu				
-		•	-				-									

 (注)
 St. 1
 北緯35° 35′ 18″、東経135° 28′ 56″

 St. 2
 北緯35° 35′ 25″、東経135° 30′ 05″

 St. 3
 北緯35° 33′ 54″、東経135° 29′ 43″

資料81 京都府北部地域における放射線測定所設置状況(令和6年12月末現在)



# 資料82 環境放射線測定所設置箇所一覧(令和6年12月末現在)

(原子力発雷所周辺監視(国費) 14カ所)

(N) 1 7176 H	17月22年代(普頁/「4277/
測定所名	所在地
大山	舞鶴市大山中田241-3(大山集会所付近)
吉坂	舞鶴市吉坂墓ノ下86-4
倉梯	舞鶴市八反田北町115
塩汲	舞鶴市笹部前田115
岡安	舞鶴市岡安場々23-1(青葉山ろく公園)
老富	綾部市老富町遊里の下11-1
日出	伊根町字日出651(伊根町役場)
上司	宮津市字上司1567-1(海洋高等学校)
地頭	舞鶴市字地頭523-2(元岡田上小学校)
上杉	綾部市上杉町日後30(スポーツ総合運動公園内)
八津合	綾部市八津合町縄手1(観光センター内)
島	南丹市美山町島往古瀬15-1(南丹市役所美山支所内)
本庄	京丹波町本庄庄垣21(和知バス車庫内)
盛郷	南丹市美山町盛郷上田36-3

## (環境放射能水準調査(国費) 9カ所)

測定所名	所在地
久多	京都市左京区久多宮の町(元久多小学校)
美山	南丹市美山町安掛(南丹土木事務所美山出張所)
木津	木津川市木津上戸18-1(木津総合庁舎)
上京	京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104-2(京都府庁)
伏見	京都市伏見区村上町395(保健環境研究所)
園部	南丹市園部町小山東町藤ノ木21(園部総合庁舎)
綾部	綾部市川糸町丁畠10-2(綾部総合庁舎)
倉谷	舞鶴市字倉谷1350-23(中丹東保健所)
宮津	宮津市字吉原2586-2(宮津総合庁舎)

## (府単独設置 5カ所)

測定所名	所在地
峰山	京丹後市峰山町丹波855(丹後広域振興局)
福知山	福知山市篠尾新町一丁目91(福知山総合庁舎)
亀岡	亀岡市荒塚町1-4-1(南丹広域振興局)
宇治	宇治市宇治若森7-6(山城広域振興局)
乙訓	向日市上植野町馬立8(乙訓総合庁舎)

## (関西電力株式会社設置 2カ所)

測定所名	所在地
田井	舞鶴市字田井97-2(元田井小学校)
夕潮台	舞鶴市字浜地内(夕潮台公園付近)

/ 笛目刑事で始早計/ 日弗) 21 もむ)

<u>(簡易型電子</u>	- 線量計(国費) 31カ所)
測定所名	<u> </u>
久多Ⅱ	京都市左京区久多宮の町(元久多小学校)
広河原	京都市左京区広河原能見町87(元堰源小学校)
京北	京都市右京区京北上弓削町弾正27(京北第三小学校)
有路下	福知山市大江町二箇1197(有路下体育館)
三浜	舞鶴市三浜676-1(元丸山小学校)
平	舞鶴市字平、字赤野地内(平・赤野地区農業集落排水処理施設)
千歳	舞鶴市字千歳地内、同地先(親海公園)
与保呂	舞鶴市字与保呂48番地(与保呂小学校)
池内	舞鶴市字堀4-1(舞鶴支援学校)
相生	舞鶴市字円満寺100-14(市道海舞鶴線西図書館付近植え込み)
丸田	舞鶴市丸田(由良川小学校前消防用地)
神崎	舞鶴市字西神崎257(元神崎小学校)
岡田	舞鶴市字久田美930番地(岡田小学校)
成生	舞鶴市字成生36-2(成生漁村センター)
睦寄	綾部市睦寄町狸岩27番(奥上林研修センター)
五泉	綾部市五泉町西巻12番(五泉荘)
十倉名畑	綾部市十倉名畑町欠戸31番(黒谷和紙工芸の里)
旭	綾部市橋上町千原地先(市道橋上旧府道線敷)
綾部・岡安	綾部市岡安町助ヶ鼻16番1(農村婦人の家下駐車場)
星原	綾部市星原町堂前32番(ほ場整備の余地)
志賀郷	綾部市志賀郷町丁田8番(志賀小学校)
杉末	宮津市字万年(杉末会館駐車場)
由良	宮津市字石浦小字川尻333-2(もみじ公園下)
府中	宮津市字中野468番地(府中小学校)
日置	宮津市字日置1230(日置小学校)
養老	宮津市字里波見169(波見の里センター)
知井	南丹市美山町中勘定10(元知井小学校)
美山Ⅱ	南丹市美山安掛(南丹土木事務所美山出張所駐車場)
大野	南丹市美山町三埜南畑28(元大野小学校)
下粟野	京丹波町下粟野シヲタケ59番地(下粟野農業集落排水処理場)
井室	伊根町字井室(井室消防車庫横)
(注) 篩 見 刑 :	東子線景計け竪角時のみ段働

(注)簡易型電子線量計は緊急時のみ稼働